

(第一類 第二号)

第百一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 十 七 号

(三七)

昭和五十九年六月二十一日(木曜日)
午前十時一分開議

出席委員

委員長 大石 千八君

理事 白井日出男君 理事 小澤 潔君

理事 谷 洋一君 理事 西田 司君

理事 小川 省吾君 理事 加藤 万吉君

理事 草野 威君 理事 岡田 正勝君

理事 大西 正男君 理事 大村 泰治君

理事 小杉 隆君 理事 左藤 恵君

理事 長野 祐也君 理事 平林 鴻三君

理事 古屋 亨君 理事 松田 九郎君

理事 山岡 謙藏君 理事 五十嵐広三君

理事 井上 一成君 理事 佐藤 敬治君

理事 細谷 治嘉君 理事 安田 修三君

理事 山下八洲夫君 理事 岡本 富夫君

理事 宮崎 角治君 理事 吉井 光昭君

理事 藤原哲太郎君 理事 経塚 幸夫君

出席國務大臣

國務大臣 (國家公安委員會委員長) 田川 誠一君

出席政府委員

警察庁長官 三井 脩君

警察庁長官官房長 太田 壽郎君

警察庁刑事局長 金澤 昭雄君

警察庁刑事局保 鈴木 良一君

安部局長 鈴木 良一君

警察庁交通局長 久本 禮一君

自治大臣官房長 矢野浩一郎君

自治大臣官房審 津田 正君

議官 自治省税務局長 関根 則之君

委員外の出席者

第一類第二号

地方行政委員会議録第十七号 昭和五十九年六月二十一日

青少年対策本部 梅沢 五郎君

法務省入国管理 長山 頼興君

局警備課長 津野 修君

大蔵省主税局税 小川 公和君

制第三課長 瀧田 修司君

厚生省環境衛生 小川 修司君

局指導課長 瀧田 修司君

通商産業省産業 小川 修司君

政策局商政課長 小川 修司君

運輸省自動車局 小川 修司君

整備部公害防止 小川 修司君

課長 小川 修司君

郵政省電波監理 小川 修司君

局放送部業務課 小川 修司君

長 小川 修司君

労働大臣官房参 小川 修司君

事官 小川 修司君

地方行政委員会 小川 修司君

調査室長 小川 修司君

委員の異動

六月二十日

大西 正男君

補欠選任

稲葉 修君

同日

稲葉 修君

同日

山岡 謙藏君

補欠選任

長野 祐也君

同日

宮崎 角治君

補欠選任

井上 一成君

同日

長野 祐也君

補欠選任

橋本 文彦君 宮崎 角治君

同日

理事西田司君五月十五日委員辞任につき、その

補欠として西田司君が理事に当選した。

五月十五日

重慶障害者の固定資産税非課税に関する請願

(瓦力君紹介)(第五四二二号)

同(野間友一君紹介)(第五四二二号)

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量

制限廃止等に関する請願(瓦力君紹介)(第五四

二二二号)

同(野間友一君紹介)(第五四二二号)

同月十六日

重慶障害者の固定資産税非課税に関する請願

(福岡康夫君紹介)(第六二二六号)

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量

制限廃止等に関する請願(福岡康夫君紹介)(第

六二二七号)

同月十七日

地方自治擁護に関する請願(石田幸四郎君紹介)

(第六二七四号)

六月十九日

地方財政の拡充等に関する請願(梅田勝君紹介)

(第六二七九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案内

閣提出第八一号)

○大石委員長 これより会議を開きます。

この際、理事の補欠選任についてお諮りいたし

ます。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっ

ております。その補欠選任につきましては、先例

により、委員長において指名いたしたいと存じま

すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

それでは、委員長は西田司君を理事に指名いた

します。

○大石委員長 次に、内閣提出、風俗営業等取締

法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。白井日出男君。

○白井委員 今般上程をされております現行の風

俗営業等取締法の改正について幾つか質問させて

いただきます。

現行の風俗営業等取締法は、昭和二十三年に主

として売春禁止あるいは賭博防止ということを目

的としてつくられたものでありまして、四十七年

の改正以来、そのままだと現在に至っている

わけでございます。

近年、性風俗の急激な変化に伴う業態の変化は

極めて激しいわけでありまして、多くのいわゆる

セックス産業がそのまま野放しのままでもって置

かれていくという状況は、私は極めてゆゆしき事

態だというふうに考えているわけでありまして。特

に、最近の青少年の非行というものがここ四年間

連続して戦後最悪の増加を記録しているというこ

とは、やはりこうした環境の悪化というものが大

きな要因の一つとして考えられるというふうに思うわけであります。今回の改正は、そういう意味でまさに必要な改正というふうに私は考えますし、むしろその改正が遅きに失している面もあると私は思うわけであります。

今回の改正で、今述べましたいわゆるセックス産業に、不十分ではありますけれども法の網をかけるようにしたこと、あるいは法の目的を明確に記載することにしたこと、あるいは、従来都道府県の場合でもって決めておりました各県まちまちであったものを、政令でまとめることによって基準を統一したこと、あるいは許可基準を整備することによって、特に暴力団等の排除等を目的とした人的な欠格事由を設けていただいたこと、あるいは許可手続の簡素化によって相続の承認というものが容易になること、あるいは風俗関連業者に対する指示の項目ができたわけであります、こうしたことによって直罰にやらないでもって早急な改善が行える措置ができたようなこと、あるいは深夜営業については、現行法では極めて現状と不適合な部分があるわけであります、むしろ不公平が起きている、そういう点を改善を希望していただいたこと、そういう点については、私は今回の法律の極めていい面として評価をしているものでございます。

しかし、今回の改正というものが極めて全面的改正に近い状態でありまして、この新法に入ってくる業態というものは極めて多くなっているわけでありまして、業界でも極めて神経質になっている面もありますし、また不明確な部分が多いわけですので、そういう点についてお伺いをさせていただきたいと思うわけでありま

最初に、いわゆる「接待」の問題についてお伺いをしていきたいと思うわけであります。

今回の改正法で、風俗営業者を「接待」という概念でもって規定をすることになっているわけですが、この「歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすこと」という意味が極めて漠然

としているわけでございます。改正法案によりまして、従来禁止をされておった旅館、ホテル等における接待行為についても、特定の部分について料理店等の営業許可を取得することができるというふうに改められるということになっているわけでありまます。

具体的に悩むをするわけですが、例えばホテル等で立食パーティーがあった、ホステスや芸者さんがサーブに入ってくる、こういうふうな場合はどのようにするわけですか。また、ホテルの和室でホステスや芸者さんがサーブに入る、これはよく合であるわけですが、こうした場合はどういふふうな取り扱いになるのか。こうした具体的なものの判断の基準というものを示したいのだと思います。

○鈴木（良）政府委員　お答えいたします。

ホテル等にホステス等が入りましてやる場合はどうかということでございますけれども、これはそういうホステス等がどういうことをやるかというところに係るわけでございまして、そこに入りまうホステスあるいは芸者さん等が「接待」に当たるような行為をする場合には、それは風俗営業の対象になるわけでございますが、そうでなくて、ただ給仕行為をするというようなものであれば、これは当然のことながら「接待」ではございませんので風俗営業の対象にならない、こういう形になるわけでございます。

○白井委員　そういうことになりますと、その行為によるといふことで、その場その場でもって判断が違ってくるということになるわけでございます。

この「接待」であるかどうかを判断する、これは現場の警察官になるのですか。その現場の警察官がその都度判断をするのでしょうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○鈴木(良)政府委員 一言お断りいたしますけれども、実は、「接待」というのは従来からある概念でございます。判例でも確立しておるわけでございます。その考え方を今法律でもって明定

したというものでございます。したがって、この「接待」というものを従来からの考え方を變えるということは一切いたしておりません。

今お尋ねの、だれが判断するのかということですが、ごさいますけれども、これは当然のことながら営業者の方からいろいろ事情を聴くというか、聞きましますのは警察署の保安係等にならうかと思ひます。そういう者がいろいろ事情を聞きまして、そして必要があれば現場へ行つて調査をするというふうな形のことをやりまして、そういうものを積み上げた後、これが当たるかどうかというのを警察署の幹部が判断をするという形で現在行つておるわけでございますが、さらに今後もしそういう形を徹底してまいりたい、かように考えております。

○日井委員 「接待」等の判断が現場の警察官の判断によるわけであります。そういうことはないと思うわけでありますけれども、警察官の恣意的な判断によつて左右されるようなことがあつてはならない。例えば私の住んでいる千葉県とお隣の東京都で「接待」等の判断について見解が異なるということが万が一にもあつては困るわけであります。

そういうことになりますと、この「接待」について基本的な基準というものがはっきりと決められて、明記をされて、しかもそれが現場にしっかりと通達をされなければならないだろう。この点についてどのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木(奥)政府委員 おっしゃるとおりでございます。決して現場の恣意的な判断になってはならないと考えます。そういうことで、そういう基準ない何なりというものをききつと通達あるいは執務資料等で一齐に徹底をしてみたい、かように考えております。

○白井委員　ぜひとも不公平のないような現場の指導をお願いをしたいと思います。

次に、立入検査についてお伺いしたいわけです。改正案の三十七条で「立入検査等」に、ついて定

めているわけでございます。これは、現法の第六條の「立入」というものをより明確に規定をしたというふうな考えられるわけでありますけれども、この改正法案の条文によりますと、警察官は現場に立ち入って、営業中であっても客のいる現場で資料を調べたり、あるいは従業員に質問できることになっておりまして、これが状況によっては営業妨害になったり、あるいは職権乱用が行われるというふうなおそれもあるように考えます。いかがでしょうか。

○鈴木(奥)政府委員 立ち入りにつきましては当然のことながら風営法の目的を達成するために必要な行政監督上の手段でございますけれども、受ける側にとりましては、実際上その自由に対する制約になるということもございます。

そういうことで慎重な運用をしなければなら
ないと考えておるわけでございまして、営業にで
きただけ支障が出ないように配慮をしてまいりた
い。また、立ち入らなくても済むような、例えば報
告を聴取する、あるいは資料の提出で済むという
ような場合には、そういうものによってできる限
りかえてまいりたい、かように考えております。

○日井養員 この立ち入りについては、従来から行っていたわけでありますから特に新しい変更はないと思うわけでありますが、より具体的に記載をされているわけでありますので、ぜひともそういう点を注意をしながらやっていただきたいと思います。

第三十七条の二項で、警官が「その身分を示す証明書」を提示するというふうなことになるわけですが、この「身分を示す証明書」というのは具体的に何を指すわけでしょうか。警察手帳を指すわけですか。

○鈴木(良)政府委員 今後の検討でもございますけれども、警察手帳ということもございますでしょうし、あるいはそれぞれの府県で発行してあります身分証明書による場合もあらうと思えます。一応警察職員もおるものでございますから、そういう者にはそういうふうな身分証明書でやる

目的を逸脱することになるのではなからうかと考えております。

○白井委員 今回の改正では、ホテルのロビーあるいはショッピングセンター、あるいはスーパ等々のコーナーなどで、区画をされない施設によるものについては規制から外すということになっているわけでありまして、私の友人の補導員から聞きますと、閉鎖されたところにはなかなか青少年は入っていきないうところでありまして、むしろスーパとかそういうところでありまして、下校の際にふらふらとカバンを提げたまま立ち寄って遊んでいるというふうなことも間々見受けられるということを書いてあるわけでありまして、むしろ私はこうした開放されたコーナーについても何らかの配慮が必要ではないかと考えているわけですが、こういう点についてはどう対処されるのでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 この法の目的を達するためには、やはり賭博の問題、少年のたまり場の問題ということからいってございまして、どうしても閉鎖された部分において行われやすいということは間違いない事実だと思います。お話しのようなこともあろうかと思えますけれども、現実にはあります事実は、やはり閉鎖されたところでそういうふうな問題が起きておるといふ実態でございまして、当面そういうようなところを対象に必要最少限の規制をしていくということにいたしたものでございまして、今お話しのように、開放されたところのものについては今後の問題として検討してまいりたい、かように考えております。

○白井委員 ぜひともそういう点についても各関連省庁と連絡をとって、はっきりと手を打っていただきたいと思います。

次に、現行法の三条では営業所の構造設備についての規制があったわけですが、これが改正案では削除されているわけでありまして、このことはいわゆる施設の併用が認められるようになって

たと解釈してよろしいのでしょうか。例えばサウナ等で今まで客寄せのためにマージャン機等を置いておいたというふうなことがあったわけでありまして、正式には置くことができなかった。そういうところでマージャンをお客にさせる場合、営業性が認められるものについては許可の対象になるのだと解釈してよろしいわけでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 お説のとおりでございまして、営業性が認められるものについては許可を取っていただくという形にしたいと思っております。

○白井委員 この営業性というのは、端的に言うてどういふふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 営業と申しますのは、一応いわゆる財産上の利益を得る目的で同種の行為を反復継続して行うこと、これが営業というふうに言われておりまして、営業を営むということはやはりそういう目的が必要であるということにございまして。

○白井委員 一番端的に言えば、お金を取ることが営業性があるということだと思えますが、そのほかに、例えば、お金は取らなくても、そのことによって営業にプラスをするというふうな場合も含めると解釈してよろしいでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 やはり全体として評価をしなければいかぬと思っております。今のお話のような点も考慮していかねばならぬ、こういうふうなことを考えております。

○白井委員 改正案の三条三項でパチンコ、マージャンに限って一年ごとの許可更新手続をしなければならぬとなっておりまして、これは、どうしてこの業種だけこうしなければいけないの、更新というのが一時的なものでありまして、それが今回消えております。私は、この際、こうした業種についても二年あるいは三年というふうな更新期間を延長するか、あるいは思い切った他の業種と同様に許可更新を廃止してもいいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 今回の改正ではパチンコ、マージャンに関する七号営業に關しまして、許可更新の關係は一切変更しないで現行のままにいくことにしたわけにございまして。更新期間の問題につきましても、既に五十七年の改正で六カ月から一年に延長したということもございまして、そういうことで、特段の事情が認められないというところで現行の形にしたいわけにございまして、今後さらに検討してまいりたいと思っております。

○白井委員 後で質問いたしますけれども、今度新たに関連営業というものが入ってきたわけでありまして、こうした業種の方がむしろ問題が多い、こういう業種についても、パチンコ、マージャンというものにこうしたものを加えるのであれば、当然あつてもいいんじゃないかと考えているわけでありまして、ぜひとも今後この点について御検討をお願いしたいと思っております。

今申し上げましたように、風俗関連営業が今度規制の対象として加えられたわけにございまして。先ほど私は、今回の改正で許可基準の中に人的欠格事由が入ってきた、これによって営業に適さない人たちが排除されるということになるわけでありまして、これは結構なことであるというふうに申し上げたわけにございまして。今回、風俗関連営業を許可営業としないで単に届け出営業にした理由は何か。

○鈴木(良)政府委員 風俗関連営業というのはいわゆる性を売ったものにして営業でございまして、これは公に許可をして認知をするという性格のものではないというふうなことを考えておるわけにございまして。そうして、この性を売ったものにする営業は、行為そのものが一定の幅のみに限定をされざるを得ないというところの性質にございまして、営業を営む人的な事由によってその内容が左右されることは比較的に少ないというふうなことを考えられるわけにございまして、欠格事由を設けてそれによって営業の健全化を図るとか業務の適正化をやっていくというものにちよつとなじまないというところの性質にござい

す。そうでなくて、むしろ我々の方は、必要な規制を行ひまして、それに違反すれば厳正な措置をとっていただく方が望ましいのではないかと、いう形で臨むことにしたものでございまして。

○白井委員 今回、今お話をした人的欠格事由というものが、風俗関連営業には規制の項目がないわけでありまして。現実に見ますと、社会的に青少年の健全育成とか善良の風俗というものを考えますと、むしろ関連営業の方に人的欠格事由の項目があつていいんじゃないだろうか。これは単に届け出制であるからというふうなことであるかもしませんが、どうしてこの関連営業については人的欠格事由が項目として入ってこなかったのか、その点についてお聞かせいただきたいと思

○鈴木(良)政府委員 ただいまの關係を繰り返すようになるわけにございまして、本来、許可といふものは、今申しましたように、許可と届け出の差がどこにあるかといふと、具体的には人的欠格事由に係るということになるわけにございまして、人的欠格事由を見ることがその営業の健全化を図るというふうなことを考えることになるといふ關係がございまして、そういうことで見ないことにした。我々としては実態を把握するために届け出てもらうという意味しか今回の場合はないでございまして。

それで届け出をしてもらひまして、必要な、先ほど言ひましたような厳しい規制をすることによりまして、違反があれば厳正に対処するということの方が効果が上がるのではないかと考えたことに基づくとございまして。

○白井委員 この風俗関連営業というのは正式に認知をして奨励すべき業種ではないという御趣旨でありますけれども、実際、現に営業しているわけでありまして、特に社会に対して大きな影響を与えているのは現実でありますので、こういう点についてもぜひとも将来前向きに御検討いただきたいと思ひます。

今回の法改正で、従来のモデルと同様に、専

ら異性を同伴する客の宿泊、休憩の用に供する施設、いわゆる疑似モーテルとかラブホテルを指すと思うわけでありませうけれども、これも風俗関連営業として対象とすることになっております。この点で、一般の健全な旅館、ホテルや、あるいは家族向けのペンションとかモーテル、こういうものとは一体どの点で区別されるのかという点を業界の方は非常に気にしているわけでありませう。これは当然のことですが、具体的には、専ら異性を同伴する客の宿泊、休憩の用に供する施設と一般のものとの点で分けていくわけでしょうか。

例えば、どこに行ってもフロントというものがありますが、こういうものが要件の中に入ってくるのか、あるいは食堂の広さが問題になるのか、あるいはいわゆる同伴専用ルームの問題もあろうかと思いますが、例えば一部屋あってもだめという場合もあるかと思ひますし、総体の部屋の率でこの程度以上あつてはいいかぬという場合も考えられると思うわけでありませう。そういう点についての判断をされますか、お伺いしたいと思います。

○鈴木(良)政府委員 問題のモーテルなりあるいはラブホテルなりというものを対象にしなうが、しかも逆に一般旅館は絶対に入らないようにするということをやつていかなければならないと私どもも考えておるわけでございます。現実にはこの法律の中における政令の書き方の問題になろうかと思ひます。

そこで、一体どういう施設なり構造、設備をとらえていくのかということになるわけでありませうが、今申しましたような一般旅館、ホテル等が対象にならないように配慮するといふ建前ではいろいろ検討を進めておるわけでございます。

例えば、施設の政令といたしましては、次のいずれかに当たるようなものを考えたい。例えば一定の規模以上の食堂とかあるいは調理場を持つていないとか、あるいは広さも一般のホテルの食堂等の広さの水準を考慮して決めていきたい。それからフロント等を経由せずに客が部屋に入れる

というようなもの、あるいは構造の方の政令といたしましては、モーテルの方も考えていかなければいかぬわけでありませうが、自動車の車庫が個室につながつている、これは現在でもそういう形でございませうが、現在は個室に接続しているという限定をしておるものですか、あるいは狭いわけでございますが、これは個室に接続していることとで足りるのではないかと考えております。

あるいは設備の方の政令といたしましては、振動ベッドあるいは回転ベッドというような特殊の構造のベッドがあるとか、あるいは客室内の浴室の内部が当該浴室の外から見えるものであるとか、あるいは就寝する姿を映す鏡、これも非常に大きな鏡が天井なりベッドに張りつておるとか、あるいは大人のおもちゃとかビデオカメラ等が客室に備へてあるとか、そういう施設なり設備なりというものを考えながら、一般旅館が入らないような基準を設けてまいりたい、かように考えております。

○白井委員 こうしたもののについては政令で定めるといふことになつておるわけでありませうが、この法案が提出をされるようになってからかなり時間もたつておりますし、この法案が成立しますと六カ月以内に施行されるというふうなこともなつておりますので、もうそろそろ具体的な基準というものが明らかになつていてもいいのではないかと私は思つておるわけでありませう。

食堂等が広くて全く問題にならないような旅館であれば心配する人は少ないわけ、その中間にある旅館というものが結構あるのではないかと。したがつて、この政令については、ぜひとも食堂等の広さについては明確な規定というものを早くお決めをいただきたいと思ひます。例えば、総収容数の何割程度の席がなければいかぬとか、広さがどのくらいとか、そういうふうな具体的に決めたものと、現場としても非常に神経質になつてゐる面があると思ひますので、ぜひともこの点についても早くお決めをいただきたいと思ひます。

それから、先ほど専用ルームについてお尋ねい

たしましたけれども、一室あつてもだめなんではないでしょうか、それともある程度の率までは許されるのでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 非常に規模の大きいところにつきますと、そういうふうに一室あつても別にどうというところはないと思ひますけれども、非常に規模の小さいところになりますと問題がある形ではないかと考えております。

○白井委員 こうした問題についても、これから審議が続きますが、できるだけ早く明確なものを示しをいただきたいというふうにして思つております。

風俗環境浄化協会の件についてお伺いしたいと思つておるわけでありませうが、この浄化協会というものは新たに作るものではなくて、従来ある防犯協会、これは二枚看板でもつてやろうというふうなことだとお伺いしておりますが、その解釈でよろしいでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 都道府県の浄化協会は都道府県の公安委員会が指定することになつておりますけれども、私どもとしては、現にありますが防犯協会等を中心指定をしてみたい、かように考えております。

○白井委員 この浄化協会に関連をしてお伺いしたいわけでございますけれども、改正法の第三十九条二項五号及び六号によりますと、都道府県風俗環境浄化協会は、公安委員会の委託を受けて風俗営業の営業所の調査をすることになつておるわけでありませうけれども、これは従来から行政書士法により行政書士が行つておる職務ではないかと私は考えるわけでございます。最近貸金業協会、貸金業者の登録申請を代行しているとかという話も聞いております。このように法律に基づく業者、団体の業務が行政書士の職務と競合するといふケースもかなり多くなつてきているように思われるわけでありませう。

この浄化協会が報酬を得ないでも公安委員会に提出する書類の作成事務を行つたり、あるいは書類の提出手続を業者にかわつて行つていくことが

ないよう指導できないでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 浄化協会は、環境浄化活動の中核として活動をしてもらうということを予定しておりますので、御指摘のようなことは私どもとしては予定をしないところでございませう。

しかし、その点につきましては、法律に反するといふことではございませうので、今後もしそういうようなことがあれば、行政書士とも一つは利便を感じる業者と、そのそれぞれの立場を踏まえて適切に対処してまいりたい、かように考えております。

○白井委員 現状を見ますと、行政機関と隣り合せて行政書士の事務所があるために、その行政書士が事実上その行政機関に関する行政書士の職務を独占しているというケースもあるように聞いております。そこで、浄化協会の事務所が置かれてある建物または土地が警察の管理するものである場合には、公正を期するために、その建物または土地に行政書士の事務所を設けさせないようにすべきだと考えますが、どうでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 お話しの点につきましては、風俗営業業者等、住民の側の利便も考えなければならぬと思ひますけれども、今後そういうふうな行政書士とそれから風俗営業業者とのそれぞれの立場を踏まえて、適切かつ公平に対処をしてまいりたいと思ひます。

○白井委員 行政書士の皆さんは、今回の浄化協会の業務がどうなるか、それによつて自分たちの職務が奪われることがないかどうかということについて非常な関心を持っているわけでありませうけれども、浄化協会の必要性はもろろん私は否定できませんけれども、警察庁には、浄化協会及び浄化協会に勤務する者が風俗法の運用に関し行政書士法に違反することのないように、適切な指導を行つてもらいたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 法を執行する機関の当然の責務といたしまして、先生が今御指摘になりましたようなことのないように適切な指導を行つてま

いりたい、かように考えております。

○日井委員 ぜびともこういう点については、今後何か問題が起きたら行政書士会の方と緊密に連絡をとって善処をしていただきたいというふうに考えております。

もう時間がございませんので、以上、私は今回の改正法案についていろいろな点について触れさせていたいたいでございますが、法の施行に当たって一番大切なことというのは、何よりも公正にその法が施行されるというふうなことであり、考えるわけがあります。最後に、警察庁長官にこれからの法の施行に当たっての御決意を伺いまして、私の質問を終わらせていただきますと思います。

○三井政府委員 今回の改正は、現下の社会情勢にかんがみてこのような改正を行いたい、こういう趣旨でございます。同時にまた、そのことはいろいろの営業等関係者にも影響するところが大きいわけでございますので、この運用に当たりましては、十分警察官に徹底をして誤りなきを期していきたいと考える次第でございます。

○大石委員 長野祐也君。

○長野委員 近年における非行青少年の推移の傾向とその内容の凶悪化、あるいは非行の増大及びいわゆるセックス産業の目に余る行き過ぎなどに対する何らかの法的規制の強化につきまして、その必要性を認めるものでございます。

この種の規制立法の問題点は、この規制措置を行うことによって、規制以前に存在した状態がどのくらい改善されて、社会が安全になり、かつ健康的になり道徳的になるか、つまり効用の問題と、一方、新しい規制措置によって影響ないし犠牲を受ける側、すなわちこの規制により規制以前に存在した権利、自由がどのくらい制約を受け、これに関連する善良な利用者あるいは営業者に犠牲ないし損失を生ずるかという問題点を考えなければならぬと思っております。

私は、この二つの争点のうち、後者の立場に立ちまして御質問申し上げたいと思っております。

申すまでもなく、より少ない犠牲で、法の目的内で効用を達成できる規制であることが最も望ましいわけでありまして、特にこの改正案で影響が大きいことが予想されます飲食業については、ごく一部の悪質者のために、まじめに顔に汗して働く善良で健全な多くの飲食業営業者の生業にまで犠牲を強いたり、国民生活の多様化に伴う活動時間の広がりに対して利用者に不便を生ずることのないように、慎重かつ十分に配慮する必要があります。

飲食業界の特質をいたしまして、母子世帯の母親あるいは未亡人など女性経営者でありますことや、家族経営等、社会的弱者が御案内のとおり多いわけでありまして、このことは、たとえ警察官にとつては何でもないことでありまして、お目こぼしにあずかるために長い物には巻かれろというような卑屈な気持ちになりやすいということと第一線まで徹底をして、かりそめにもこの改正が非行警察官の温度になるようなことの絶対ないよう運用について、業界側にもわかりやすい、かつ明確な基準を可能な限り策定をして、そのあいまいさが残ることによって起こる不信や不安を取り除く最善の努力をしていただきたいということを最初に強く望むものであります。

こういう観点から、幾つかの事例についてお尋ねを申し上げます。

まず第一点は、今回の法改正において、先ほど申し上げましたように、まじめに営業を行って、飲食店営業等が新たに多大な規制を受けて、仮にもそのことによつて今でさえ苦しい営業がさらに苦しくなる、そういうことがあつてはゆゆしいことであると思ひます。この点について、まず警察庁長官から、今回の法改正がまじめな零細業者に対して十分な配慮を行つて改正案をおまとめになったかどうかという点と、この零細業者の経営に對して法改正がどういふような影響を与えるというふうにお考えになつておられるか、その基本的な御認識を伺いたいと思ひます。

○三井政府委員 今回の改正は、一つは、現下の

少年非行問題、これの原因といひますか悪化の条件の一つに、社会環境、少年を取り巻く有害環境といふのが大きな影響を与えておるわけでありまして、これはまた、いわば大人の責任でありまして、大人がいろいろな状況をつくり出しておるために悪い影響を与えておる、これを何とかその環境を浄化していこうといひますか、これを整えていこうというのが一点でございます。

もう一つは、この法律ができてから相当の期間がたちましたし、またその間に、ただいまの点も含めまして社会情勢が大変変化いたしました。これにマッチするといふ観点からいいますと、いろいろ問題点もございまして、これに對して的確に適合したように既存のものについて手を加えていこう、大きく言えばこういうような観点があるわけでございます。

その中で、今御指摘のように、特に現在まじめに風俗営業等をやつておつて問題のないところ、これに無用の負担をかけるということとはあつてはならない、むしろそういう点については負担を軽減するといふぐらゐの考え方である改正を検討していこう、こういうことでやつたわけでございます。そして、そういうような点もこの中にいろいろとあらわれておるわけでございますが、基本的な姿勢としてはそういうことで検討を加えたわけでございます。

○長野委員 ただいま、まじめに営業をして、問題のないところに無用の負担をかけることがあつてはならないといふ、大変心強い御答弁を伺ひまして、関係者はまことに心強いことと思ひます。

そこで、今回の改正案を見てみますと、先ほど日井議員の御指摘がありましたように、「接待」の定義といふものがはっきりいたしておりません。そこで、この「接待」を行うか否かということ、飲食店にとつては風俗営業の許可を受けなければならぬのか受けてもいいのかという境目になるわけでありまして、法案では、「接待」といふのは「飲樂の雰囲気醸し出す方法により

客をもてなすこと」といふふうな定義をされておりますが、具体的にどういふケースがそういう場合に該当し、どういふ場合が該当しないのか、具体的な例を二、三挙げていただきたいと思ひます。

○鈴木(良)政府委員 まず、「接待」に含まれるものといひましては、例えば客とともに歌や踊りに興ずるような行為、あるいは客の傍らにありまして酒類の酌をしたりあるいは談笑の話し相手になるという行為、あるいは積極的な客に歌うことを取り持ちをしたり褒めそやす行為、そういうふうな、その場の雰囲気盛り上げる行為があるといふことが当たるといふふうな考えておるわけでございます。

これに對しまして、「接待」に当たらないといひますのは、例えばウェイトレス等が客の注文した酒食を客席に運搬する行為、これは単なる給仕行為でございます。そのときにたまに、客席にはべるのではなくてコップに酒やビールをついでいく行為といふのは、これは給仕行為でございます。そして、「接待」に当たらないといふふうな考えております。それからまた、先ほどのように話し相手になるということもございまして、これも、これも、単なる社会儀礼的なあいさつを交す程度では、ならないといふことでございます。また、いろいろなショー等を見せるという行為でございますけれども、これも、客を特定しないでショーを見せるという行為は「接待」には当たらないといふこととでございます。

○長野委員 今、「接待」に当たる例と当たらない例を具体的に御示しいただいたのですが、そういう例があることはわかるのです。

その個別の判断といふのはやはり現場の警察官が行われると思うのですが、そういう現場の警察官に具体的にどのよう徹底をされるのか、ともかく、現場の警察官の気分によつて運用されてきますと、これは業界の側に立つてみると安心して仕事ができないうふうな運用されていくのか、お示しいただきたいと思ひます。

○鈴木(良)政府委員 おっしゃるとおり、こういう基準がはっきりしない、現場の警察官の判断に任せられるということではいけないわけでごさいます。私も、先ほど申しましたようなことを具体的に内部的にも十分統一して徹底をしてまいりたい。徹底する方策はいろいろあると思いますが、通達なりあるいは執務資料なりというによりまして現場に具体的に指示をしてまいりたい。また、現実現場で当たる警察官にいたしまして、できる限りといいますが、まず、専務の防犯、保安係の警察官等が業者からよく聞かしまして、必要があれば現場調査もする、そうしてそういうものをもとにいたしまして幹部の判断をとりまして、そうしてそういうふうな区々にならぬように努めてまいりたい、かように考えております。

○長野委員 そういうことにならないように内部的に統一をして執務資料であるとか通達を出すという答えなんですが、私がもっと伺いたいのは、そういう通達とか執務資料等を細かく決めましても、末端で恣意的な運用が行われるという可能性がやはりあると私は思うのです。そこで、警察官の一方的な判断だけでなく、客観的にだれが見てもこれは風俗営業だ、これは違うというその基準というのが必要になつてくると私は思うので、ひとつ御提案を申し上げたいのです。

委員長にお許しをいただきたいのですが、資料をちょっと配らしていただきたいと思ひます。よろしいですか。

○大石委員 はい、どうぞ。

○長野委員 今からお配りする資料は、料理飲食等消費税についての免税適用店かそうでないかという認定の基準の資料でございます。実は、客観的に風俗営業か風俗営業でないかという基準を示すために、私が御提案申し上げたいのは、お手元にあるような、これら秋田県の資料だと思ひますが、「料理飲食等消費税認定指導基準」というものをつくっております。御案内のとおり現在一人一回二千五百円までは飲食については免税

になっておるわけでありましても、地方税法の規定では、遊興を伴う飲食については免税点の適用がないわけです。

そこで、この場合の店が適用店かそうでないかというところは大変大きな問題になってきますので、この資料にありましますように、秋田県等で、接客者の接客の状況、あるいはテーブルのセット数に對する接客者の割合、ボックス、あるいは音楽、演奏、料金、こういうような各種の項目に点数をつけまして、これが例えば百点あるいは百二十点以上は免税点の適用がない、それ以下であれば免税点を適用するというような方法をとっているわけがあります。

この方式ですと、営業者の方もあるいは利用される方も、警察の客観的な基準がわかつて、警察官の今の法運用よりも明確にされて、現場のトラブルが減ってくるのではないかと私は考えるのですが、こういう方式も一つの方法として、実際に今から法律を運用する際に御検討をいただけないかどうか。また、この方式は届け出を要する深夜飲食店についても同じように行えるのではないかと申すのですが、御検討をいただけないかどうか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○鈴木(良)政府委員 先ほど申しましたように、「接待」という行為は必ずしもここにありましますようないろいろな状況と密接に結びつくものではないかと思ひますけれども、確かにお話しのとおりいろいろ参考になる点もございしますので、先生の御趣旨を十分踏まえまして検討していくことにいたしたいと思ひます。

○長野委員 御検討していただけるといふことで、ぜひ御検討いただきたい。業界にも警察側にも共通の理解といひますが得られて、先ほど申し上げたような現場のトラブルがないような運用をしていただきたために、ぜひ前向きに御検討していただきたと思ひます。

次に、旅館の關係で伺いたいと思ひますが、今回の改正でゲームセンターが風俗営業の許可対象になるということが大きな問題であるわけであ

ります。現在、大抵の旅館では旅館の中にゲームコーナーを設けておりますけれども、これについても風俗営業の許可を取らなければならぬのかどうか。旅館のゲームコーナーというものは主として宿泊客のものでありますから、法の趣旨から見て青少年の非行とは直接かかわることが少ないのではないかと思ひます。また、例えればロビーの傍らに置いてあるとか、あるいは密室性ではなくてガラス窓がついていて外からのぞけるとか、そういうようなもの等については許可を必要としないのではないかと申すのですが、どうでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 旅館内におけるゲーム機の設置の仕方につきましては、いろいろな形態があると思ひます。それを見なければいかぬと思ひますけれども、今先生が例に挙げられましたようなロビーであるとか、あるいは密室でない、例えばガラス張りのところであるとかというようなものにつきましては、そういう賭博になる弊害性、危険性が少ないと私は考えますので、こういうものは対象としないというふうにご考慮を願ひます。

○長野委員 次に、営業者に対する規制の問題を御質問したいと思ひます。

今回の改正では、風俗営業あるいは関連営業、深夜飲食店を問わず、従業者名簿を整備しなければならぬとされております。ところで、この従業者について十八歳未満の者を使つてはならないというふうになつておるわけでありまが、深夜飲食店などの場合に、本人の申し出によつて営業者の方はこの人は十八歳以上だと思ひます。思つていただけたとしても、実際はそうでなかったといううなことが後でわかつた場合その営業者の責任というものはどういふふうになるのでしょうか。

それから、厄介なのはお客さんで、常識的にはある程度年齢はわかるでしょうが、最近の体位の向上なんかを見ますと、一々お客さんにあなた十八歳ですか、そうじゃないですかといううなことを聞くことは実態的にはできないと思ひま

すが、その辺の店の責任といううなものはどうなるのでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 従業者の年齢確認につきましては、現行法でも同様の規定がございまして、したがひまして、改正法案でもその解釈に変更を加えるものではございせん。改正法案の四十九条四項は現行法に従つて書いておられます。改正法案があるが、確認の方法は、一般に例えば運転免許証であるとか学生証等を確認をする、人の年齢を知るために通常とり得る手段をとつた、しかし従業者の年齢が十八歳未満であるということが判明しなかつたといううなもので処罰するといふものではないと解されておる。私も、私もそういうふうな解釈に従つて今後も運用してまいりたい、かように考えております。

それから、客の場合でございしますが、これにつきましても現行法と全く同じでございします。客の關係につきましても法案の四十九条四項のような年齢確認の義務が設けられておりませんので、この規定の違反が成立いたしますのは、通常の故意犯と同様に、当該立ち入ろうとしている者が十八歳未満であることを営業者が認識していることが必要となるわけでごさいます。具体的に申しますと、小中学生の場合なんかは通常十八歳未満であることが明らかでございまして、場合でも、十八歳未満かどうかよくわからないという場合であっても、例えば制服を着ているとか、あるいは顔見知りであるとか、その他合理的な注意を払えば十八歳未満であるという疑いが生ずる場合、そういう場合には営業者の責任が出てまいりますけれども、そうでない場合には出てこない。

ただ、十八歳未満でないかどうかという疑いがあつた場合にどうするかというごさですが、あなたは十八歳未満ですかと申すかというごさで聞いた程度で済ませるべきではないかと思ひます。それと申すことであるといううに現行法も解釈されておる。今後ともそういう形で運用してまいりたい、こう思ひます。

○長野委員 警察職員の立入検査についてお尋ね

をしたのですが、立ち入りについては、旅館については現に客のいる客室には立ち入らないとか、あるいは深夜飲食店についても深夜にしか立ち入らないこととしている点は評価ができるわけでありまして、個室のない営業所の場合に、客席に警察職員がしばしば立ち入るということになりますと、どうしてもお客さんの方が落ちつかなくなりまして、結果的には営業に支障が出てくることになると思うのです。この法律の立ち入りの趣旨はそういうことを目的にしているものではないかと思うのです。先ほどの白井議員の御質問に対して、慎重にという答弁もあつたわけでありまして、関係者にとつての重大な関心事でありますので、もう一回この点について、なるべくお客さんの目の前で行うことのないような配慮をすべきだと思ひますが、この点について再度お尋ねをいたしたいと思ひます。

○鈴木(良)政府委員 おつしやるとおり、やはり立ち入りというのは慎重に運用しなければならぬということをごさいますして、営業に支障ができるだけ少なく済むような方法をとつてまいりたい、かように考えております。

○長野委員 今回の法改正によりまして風俗営業の許可について許可基準が定められております。この許可基準に営業所の構造または設備が適合しないときは許可をしないとしておるわけですが、この基準は国家公安委員会規則で定めることになっているわけでありまして、風俗の観点からの規制を行う法律において、どのような観点からこの構造、設備について規制基準を設けるのか、この規制は料理店、社交業におきましては食品衛生法等による規制もかかつてい

るわけでありまして、他の規制法とのすり合わせが十分に行われ、いやくも風俗的な観点から逸脱するような規制は行うことができないと解釈をしますが、この点についてはどうでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 御指摘のとおりでございます。その構造、設備の規制は現行法でもやっております。その点については、構造の基準として、営業所の一客室の面積であるとか踊り場の面積であるとか、あるいは設備の基準では、客席の照度であるとか必要な防音装置の備えつけ義務などというものを設けておるのでございまして、今回新たに付け加えた規制ではございません。

御指摘のとおり、私どものやりますのはあくまでも風俗法の目的に沿つた必要な範囲内においてやるものでございまして、現行の規定にあるものを大幅に変えるという考え方は毛頭持っておりません。そういうことで、衛生の観点に立つ他法と抵触するようなことはないというふうに考えております。

○長野委員 最後に、風俗環境浄化協会についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

今回の改正によつて設けられます協会についてありますが、この協会は、民間の自発的な風俗環境浄化の運動を促進するための民間団体であり、その活動には権力的な内容が含まれないのは民間団体として当然だと考えられますが、この点はいかがでしょうか。

あわせて、都道府県風俗環境浄化協会の事業の中に挙げられております「風俗環境に関する苦情を処理すること」ということは、消費者等の苦情に関する相談に充当することがその内容であつて、例えば強制的に各営業者にその指導に従わせるといふようなことは本来あり得ないことと理解をしておりますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 先生のお話のとおりでございます。

○長野委員 今のお答えでだんだん目的が明らかになつたわけですが、新たに設けられる団体であるために非常になじみがないわけでありまして、こういった民間団体が活動を十分に行うためには、いわゆる環境衛生同業組合の既存の団体と密接な協力を行ひながら仕事をやっていくということが不可欠ではないかと思ひますが、特にこの改正法の三十九条の第二項第四号、第五号、第六号にあるような講習会や調査の事業は、各業種

ごとの環境衛生同業組合の協力なしにはその円滑な実施が困難ではないかと思ひますが、その点についてはいかがでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 御指摘のとおり、講習会や事業の調査などの実施に当たりましては、それぞれ目的を効果的に達成するために、必要に応じて環境衛生同業組合などの業者団体とも連携をしましてまいりたい、かように考えております。

○長野委員 ただいまの答弁で業者の方々の不安も消えたと思ひます。

そこで、最後に警察庁長官にお伺いをしたいのですが、こういう環境の営業者というのは、先ほど申し上げたように大部分零細な営業者でありまして、日々激烈な競争の中で営業を行つていられるわけでありまして、そういう中で、とすると風俗の観点から見てどうかという事例、あるいは法律を知らないための違反等があるかもしれません。これらについて、私は取り締まりを優先させるといふ姿勢ではなくて、むしろ親しく教え導くといふ姿勢でございまして、最後に長官から基本的な姿勢をお伺いしたいと思ひます。

○三井政府委員 取り締まりのみで事を運ぶのではなくて、その前の行政指導とか、あるいはまた行政指導のもとと前のいろいろの相談とか、こういうようなところにも力を入れていくべきだといふ御指摘でございますが、今度の法改正も、そういう観点に立ちまして、罰則の適用のほかに行政処分を考えると、あるいはまた行政指導に重点を置いていくとかいふような観点を踏まえておりますので、今御指摘のございましてしたような点も十分に踏まえて運用に心がけてまいりたいと思ひます。

○長野委員 最後に要望を申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。

私は、こういう法改正によつて多大な影響を受ける環境営業につきまして、中小零細業者の立場から数点質問と御提案を申し上げます。そもそも、この関係の営業は現在全国に事業者数に

て二百二十六万の事業所を数えておりまして、今回の法改正によつて何らかの影響をこうむる事業者は、この全体の中から理容所と美容所とクリーニング所を除くすべての営業者でありまして、飲食、喫茶、旅館、ホテル、興行場、総数で百六十万にも上る膨大な数であります。

そして、これらの営業者は、先ほどから申し上げているように非常に零細規模の経営であります。夫婦二人で深夜飲食店の営業を行う、あるいは酔客に絡まれることもある、そういう中で必死に日夜その設備の借金を返し、店舗の借料を払い、仕入れ代を捻出をするという毎日を送つていられるわけでありまして、サラリーマン等と違つて社会保障の面でも大分劣りが現実的にしているわけでありまして。

そういう現状の中で、日々の糧を稼ぎ出さなければきようを生きることができないという境遇に置かれていられる中で、少々体の調子が悪くても働き、あるいは罵声にもじつと耐えて、収入支出のやりくりの中で、ともかくこの衛生水準を向上させるというところで頑張つておるわけでありまして、サラリーマンに一日の慰安を与え、あすへの仕事の活力を生むという、社会の中で重要な役割を果たしておられるわけでありまして、こういう零細な環境営業者に不安や犠牲を与えることなくこの目的が達成をされますように、特にきよう私が指摘を申し上げました「接待」の定義について十分明確にしていただき、法運用に当たつて慎重な姿勢で臨まれることを強く御要請を申し上げます。質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○大石委員長 松田九郎君。

○松田委員 長官にお尋ねしたいのですが、今回の風俗営業法改正について、その評価がいろいろあると思ひますが、個々の問題については既に自民党の方でも白井議員あるいはたまたま長野議員等から詳細にそれぞれの御意見が述べられて、またそれぞれの責任ある皆さんの方から答弁がございまして、私は少し角度を変えてというか、幾

つて二百二十六万の事業所を数えておりまして、今回の法改正によつて何らかの影響をこうむる事業者は、この全体の中から理容所と美容所とクリーニング所を除くすべての営業者でありまして、飲食、喫茶、旅館、ホテル、興行場、総数で百六十万にも上る膨大な数であります。

そして、これらの営業者は、先ほどから申し上げているように非常に零細規模の経営であります。夫婦二人で深夜飲食店の営業を行う、あるいは酔客に絡まれることもある、そういう中で必死に日夜その設備の借金を返し、店舗の借料を払い、仕入れ代を捻出をするという毎日を送つていられるわけでありまして、サラリーマン等と違つて社会保障の面でも大分劣りが現実的にしているわけでありまして。

そういう現状の中で、日々の糧を稼ぎ出さなければきようを生きることができないという境遇に置かれていられる中で、少々体の調子が悪くても働き、あるいは罵声にもじつと耐えて、収入支出のやりくりの中で、ともかくこの衛生水準を向上させるというところで頑張つておるわけでありまして、サラリーマンに一日の慰安を与え、あすへの仕事の活力を生むという、社会の中で重要な役割を果たしておられるわけでありまして、こういう零細な環境営業者に不安や犠牲を与えることなくこの目的が達成をされますように、特にきよう私が指摘を申し上げました「接待」の定義について十分明確にしていただき、法運用に当たつて慎重な姿勢で臨まれることを強く御要請を申し上げます。質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○大石委員長 松田九郎君。

○松田委員 長官にお尋ねしたいのですが、今回の風俗営業法改正について、その評価がいろいろあると思ひますが、個々の問題については既に自民党の方でも白井議員あるいはたまたま長野議員等から詳細にそれぞれの御意見が述べられて、またそれぞれの責任ある皆さんの方から答弁がございまして、私は少し角度を変えてというか、幾

らか先輩の皆さんの意見とは重複するかも知れませんが、以下所要の問題について御質問したいと思います。

総括的に今回の風営法の改正を評価いたしたときに、本員の判断からすればまだまだの感がある。もう少し突っ込んですべての問題についての法改正ができなかったかという感じがしてなりませ

ん。まさにかゆいところに手が届いていないという。本来の風営法というものは、その本質的な構造、あるいは法律が制定されたゆえんのもの、少なくとも風俗関係のあらゆる施設、業種、そういう皆さん方に、公衆衛生上大衆に対して健全な場所、あるいは健全なムード、そのためには清潔ムードオンリー、時間的なことについてもやはり健全を目的として法はつくられておったと思いますが、その中から、いわゆる今日の社会環境の進展からいたしまして、また現在の国民の生活向上からして、きれいにしなさいという、従来の風営法のあり方というものは、きれいにしなさいとお客さんは来ない時代になっておるのですから、以前のように、きれいでない旅館には来ないなんという、そういうものをきれいにしなさいという例えは指導なんか、あるいはそういう風営法を必ずしもつくらぬでも、規制をしなくてもおのずから問題は解決をする。

今必要なことは、それよりもさらに前進をしてきて、環境を利用するいわゆる性犯罪の温床となりかねないような業種、業態が、法の網をくぐつてというか、かなり巧妙に、青少年を不良化するような、犯罪が発生するような、そういう広域的な温床になりつつある。言うなれば、それに対応するための風営法改正でなければならなかったのだと思うけれども、率直に言って、むしろものによつては従来の直罰から行政処分という形に後退しておる。また、許可を受けなければいかぬという申請事項が登録でよろしいですよというように後退をしておる。

一体何のための法改正なのか。長官として、具体的に今回の風営法の価値判断、評価を当事者と

してどのようにされておるか。同時にまた、今回の風営法によって今後間違いなく、自信を持って、特に青少年の不良化、犯罪防止については対応できるという自信を持っていられしやるか。まず基本的な問題として、最初に長官の意見を伺つておきたいのであります。

○三井政府委員 お話のごいしましたように、今回の改正は最近の目に余る少年非行の問題、これに対応するための有害環境を是正していくという大きな柱がございます。それからまた、それも含めまして現在の社会的情勢の急激な変化に対応するために、今までのものに對して整備をしていく、こういうような観点でございまして、現在の少年非行を中心とした情勢が極めて深刻である、これにはいろいろな対応が必要ですが、環境という点に焦点を当てますと、これは是正がこの風俗営業の問題として浮かび上がつてまいりますので、これに大きな整備をしていこう、こういうことでござい

ました。したがって、この問題に對して、風俗営業という問題でいきますと、警察の取り締まりは現在でも精いっぱいやっておるわけでございすけれども、なおかつ問題が起つておるといふ現状でございすので、取り締まると同時に、風俗営業者を中心とした、そしてまた第三者の、この場合は少年輔導員等第三者の方もございす、こういう人たちの協力あるいは自主的な健全化への努力、こういうものも促進するといふことが大きなねらいとして大事だろう、こういうふうに思

うわけでございす。そういう観点からいきますと、現在の少年非行等の情勢の深刻さとの兼ね合いからいいますと、まだまだこの改正は手ぬるい、こういうような御批判もあろうかと思ひますけれども、今言つたような観点からいきますと、現在の情勢の中でこのよ

うな改正ができる、こういうふうに考えますと、現在の情勢との兼ね合いでは大変な進歩であらう、前進であらう、こういうふうに思ふわけでござい

あとは関係者がこの法律を十分に的確に運用していくかどうか、あるいは守っていくかどうか、これは、警察の側から言いますと、指導取り締まりを的確にやっていくかどうか、あるいは少年輔導員等を十分的確な活用をするかどうか、また、関係の業者が健全化に向かつて自主的な努力を十分にされるかどうか、こういうような運用の問題にならうと思ひますので、現在の情勢からいくと

大変い改正ではなからうか。しかし、これでベストかと言われますと、いろいろまだ批判も、不十分な点もあろうというところは十分考えながら運用していきたいというふうに思ふわけでござい

○松田委員 今長官自身も率直に意向を表明されておりますように、問題は、法改正そのものも私から言つてまだ十分なものではないということと相まって、特に自主規制という言葉が今ござい

した。そのとおりです。この種の問題は、相手側である各種の営業者というものの自主的な、いわゆる法を遵守するといふ形における、社会環境をよくならしむるというそういう配慮と善意の中で協力がなければ法は全きを得不い。

そこで、従来、この法をつくられることに先立つて、各業界との根回しというか、あるいは將來に向かつての協力要請というか、そういうものが当然なされた上で今回の法改正が上程をされ、今審議をされておるといふ段階であると思ひます

が、現状を総括的に、一体、各業界の自主的な、いわゆる規制というか、自主的な協力姿勢というか、法を積極的に自分たちも守つて、一部の悪徳業者——これは一部です。一部の悪徳業者のために全般的な風俗営業関係者があつても悪であるかのとき現在の風潮、流れの中ではどうもならぬじやないかといふことで、積極的に自主規制に取り組もうとしておる動きがあるかどうか、あるとすればその事例について、ひとつずつかくの機会ですからお聞かせをお願いしたい。

○鈴木（良）政府委員 業界の方々に今回の法改正の問題につきましましていろいろ御意見を伺つてま

いったわけでございす。そういうことで、その中で業界の方でもいろいろ御検討をされ、自分たちの方はこういうふうにしてほしい、しかし自分たちもこういうふうにしてほしいという形では、今お話しのような自主規制の機運というものは非常に盛り上がりつつあるというふうな考えでございす。私どももそういう面でも努力をしていく。

また、今申しましたように、逆に私の方の関係がやや細か過ぎて自主規制を阻害しておる、取り締まりだけで臨んでおるといふことが逆に自主規制を阻害しておるといふ面はないではないかという御意見も多々ございしました。そういうことを踏まえて、むしろそういうふうな自主規制をやつていただくというのを前提にして、私どももそういうふうな形で健全化を図つていこうということにいたしましたわけでございまして、業界の中ではそういう機運は非常に盛り上がりつつあるというふうな考えでございす。

ただ、風俗関連営業と申しますいわゆるセックス産業でございす。これはやはりこういう機会に法の施行を前に一もうけしようという動きもないわけではないわけでございまして、こういう面でもなかなか自主規制を期待するといふことが不可能な業種もございす。そういう面につきましましては、やはり厳正に取り締まつていくということが必要である、かように考えております。

○松田委員 本員が先刻来から風俗営業といふことをかなり表現をしておりますが、これはおおよそ誤解があつてはいけませんから、今部長が言つておるように、私が指しておるものは主としてセックス産業対象の意見であるといふことを念頭に置いて、今後お答えなりあるいはそういう対応をひとつお願いをしておきたいと思ひます。

的に規制をしていっておるのですよ。それで、両々相まって効果を上げておるというのを考え、この際はひとつ警察庁においてそういう面について積極的にPRなりあるいは指導なり、そういうものをしていたかなければいかぬと思うが、そういう具体策があればひとつお聞かせをお願いしたい。

○鈴木(良)政府委員 いわゆるセックス産業につきましては、今後この法律が認めただけまですと届け出をしてもらうということになるわけでございまして、その段階で十分指導をしていくというのをやらなければならぬ、こう思います。また、この法案の中にも入れてございますような風俗環境浄化協会等が、地域の環境の浄化のために地域の住民の方々と一緒になって努力をしていくということも期待をしておるところでございします。そういうことと相まって十分PRに努めてまいりますし、また、指導も徹底をしてまいりたい、かように考えます。

○松田委員 従来の風俗営業法の取り締まりという指導というか、そういうものの中で、主として従来は直罰的な、場合によっては指導をしていくという考え、そういう内容が多かったのだけれども、むしろ今回の法改正ではこれを末端の行政地域に任せる、言うなれば条例でやる、行政処分である、そういうケースが逆に多くなつてきておるような感じが私はしてならないのだが、そういうことで本当のいわゆる性犯罪、不良化防止なりあるいは健全なる風俗営業というもののあり方が将来期待をできるかどうか。

私から言えば、何でその辺は後退をしておるか。むしろ関係業者の自主規制と相まって、取り締まりの当事者であるあなた方は、どうしても聞かぬ者には直罰でやらざるを得ないというぐらゐの考え方でやっていただかなければいかぬと私は思うのだが、何で後退をしたのか。そこら辺の事情をひとつお聞かせ願いたい。それと、今後はそれで十分やっていけるのだ、こういうことなんだよという説明があれば、あわせて説明をお願いしたい。

たい。

○鈴木(良)政府委員 直罰の規定を今度は例えは指示にするなりあるいは行政処分にしよという指示するのは、許可対象となつておりますいわゆる風俗営業でございまして、こちらの方は業の健全化を図るためにそういう自主的な動きを十分期待をしなかられる業種だということ、そちらの方を緩和したと申しますか、そういう形で取り組もうとしたものでございします。

お話ししたセックス産業につきましては、そういうふうな形でいくものではないというふうな考えでおるわけでございまして、こういうものにつきましましては、特にセックス産業につきましては、従来規定がありましたのが、トルコぶろの関係につきましまして行政処分と地域の規制ができるだけであつたということとございします。それから、興行場法につきましては、違反がありましたときに行政処分ができるというだけでございします。それからモーターにつきましましては、一定の地域規制がございまして、そこでやっている者に対しては廃業命令が出せる。

こういう非常に中途半端な規制しかできないことになつておりましたのを、それではいけないというところで、セックス産業全般に対しまして、年少者に対する従業の規制であるとか、あるいは立ち入り規制であるとか、あるいは広告の規制であるとか、地域規制であるとかというものを全部一律にかける、そうしてそこで違法がある場合には必要な指示をし、行政処分をきちっとかける、また、禁止区域内でやっております営業につきましましては廃業命令も出せるというふうな形で非常に厳しく対処することにしたとしておりますので、決して先生のおっしゃられたようにセックス産業については緩和したものでございませんで、厳格な形で改めて規制をしていくことにしております。

○松田委員 今の部長のお話、ちよつとおかしいんじゃないの。セックス産業は登録制になつておるのでしよう。

○鈴木(良)政府委員 セックス産業は届け出をさせるというだけでございまして、これは実態を把握するために届け出だけはしてもらうということとございまして許可の対象とは別でございします。

○松田委員 だから、私はそれを言っているのです、登録・許可ね。届け出をしただけで何でもかんでも野放しにやれるという現行のあり方があるような問題を生んでいて私は言っているのですよ。ほかの業種は、許可を受けなさいといつて、ある意味では健全にやっておる。一般の料飲店関係には厳しくチェックをする機会があるわけだ。今我々が問題にしておるセックス産業なんというものは、とにかくやっておきさえすればいいということになるのではないですか。だれがチェックするのですか。

一体、やっておる人、事業主体者が第三国人であるかどうか、資産がある程度あるかどうか、どういう経歴の持ち主であるのか、社会的にどれだけの責任を持ち得る人であるのか。実態はあなたが御承知のとおり、第三国人が次から次に名前をかえてやつてくる。一人や十人じゃないのですから、どんどん届け出てやりますよ。営業停止を食らう。一月、二月、また次にはかわつた者がただ名前を出して、届け出ましたよと。あなた方はどこでそれをチェックしたり事態を掌握されますか。また、暴力団もそうでしょう、何千何百とおるでしょう。これがまた届け出、届け出とやつてきて、どこでチェックされるのですか。

それをびしびしやりなさいというのが本員が言っていることです。ほかの善良な風俗営業はそんなこと言っていないのじゃないのです。セックス産業になぜもつとびしとしたチェックをするような何らかの法改正ができなかつたのかというところで、何もなしでしようが、あなた、実態把握して、何で実態把握されませんか。部長、どこで実態把握するの。届け出するだけで何の実態が把握されるかね。ぐるぐるかいておるだろうが。

○鈴木(良)政府委員 従来のセックス産業は、先ほど言いましたようにトルコぶろなり興行場営業なりあるいはモーターでございしますが、これは届け出もなかつたわけでございします。したがって、どこでやっておるかということもはっきり言つてわからない状況に置かれておつたということとございまして、ありますのは、従来はこれが衛生面でもとらえられる形で許可なり何なりが出ているもの、例えば旅館業なり公衆浴場なり興行場法でそういう形が出ておるものは厚生省サイドでとらえらるという許可なり届け出が必要であるということになつておらない。ましてや風俗営業法上は届け出も必要になつたものでございします。今回はそうでなくて、まずそういうように届け出をさせて、そして厳しい規制をかけていく、こういうふうにしたわけでございまして、従来よりもかなり前進をし、我々も実態把握をして、その上で必要な規制なり取り締まりが可能になると考えておるわけでございします。

○松田委員 従来のやり方がこうだったから、これだいいいじゃないですか。そういう理論は三段論法的な話でかきいじやないですか。今まで届け出制も何もなかつたんだから、今度は一歩前進させて届け出にしたら、これで万端です、よ、今あなたの話を聞いておるとそういうふうになるが、そんなことはこっちも百も承知だ。そんなことじゃやない。今までやつておつたことが、環境保全から、実情から全くそぐわないから、特に青少年の悪の温床になつておるから、思い切つてやりなさいよ。やりますよということだから、ワンステップ上がったからいいじゃないか、前進したじゃないかという話がどこにある。

はつきりしたものであれば十段でも飛び越えていかなければならない。今のあなたの考え方は、二歩前進、一歩後退でございますよという、一歩前進の話じゃないの。あなた、そんなことでやるの。もう一回はつきりしたお考えを聞きたい。今まで悪かつたやつがまかり通るような話がこの世界にあるのだ。

○鈴木(良)政府委員 私どもが考えておりますの

そういうことで、我々はそういうふうな営業に
対して実態を把握いたしまして厳しい規制をかけよう
とていく。そうしてその厳しい規制の中で一番大き
く厳しくなりますのは、やはり地域規制という
ものが許可営業とは違ひまして格段に厳しくなっ
ていくという問題でございます。そういうふうな
非常に問題のある地域につきましては、そういう
営業をしてはならないという形で本来営業ができ
なくなるということもこの法律案の中に入つて
おるわけでございまして、これは従来からトルコ
ぶろあるいはモータールにつきましてそういうこと
ができるということになっておりますけれども、
そういうものを他の業種につきましても及ぼして
いくということとでございまして、こういうふうな
規制はある意味では一番厳しい規制になるわけで
ございます。

○松田委員　今の部長の答弁、全く不満足で了解しませんが、そのことだけを論議してもしょうがないから一応それをおくとしまして、先刻もちよつと申し上げましたが、いわゆる風営法、風俗営業法が従来画一的に全国同じ形、同じ枠内、同じ法律の枠組みの中でやっておるんじゃないやなくて、その多くは地域的に条例でこれを規制をしていておるということから、同じ日本列島でありながら、言ふなれば俗にうまいっておる地域と全く素乱、どうにもならぬという状態に置かれておるところ、例えば先般来からも当委員会でも陳情があつておるような東京都の歌舞伎町かいわいの問題なりそのほかたくさんあります、全国の都市の中にはどうにも手がつけられぬというようなところが、しかし、だからといって日本列島全部同じじゃない。よくいつているところもある。

失礼だけれども、私の県なんかはトルコぶろはまさにないんですよ。二軒営業権を持っているけれども、開店休業だ。私のところは長崎という観光都市、佐世保も近いし、西海国立公園、国立公園は二カ所もあるんだ。アメちゃんがいっぱいおる、佐世保といふ基地もある。それでもそういう中で、やっておるところもあるんですよ。そういう中で、山一つ越えれば、何というか接客婦といふのか、よその県まで言う必要はないけれども、とにかく何百人と山一つ越えたとこに待機しておるんだ。トルコぶろは大はんらんだ。セックス産業まさに花盛りという状態。何でそんなに違うか。私はかつて地方議会に長くおるときにかなりそのことについては厳しく言ってきた、ある意味においては成果を上げたと思ってるんだ。

同時に、その折の論議として、反対する意見の、皆さん方からよく言われたけれども、長崎県は取り締まりが厳しい、こういうことを言う。今度は逆によその県に言わせると、我々は法にのっとってやっているんだ、こういうことをまわすと言う。だから、よその県をやっていることが当たり前で、長崎県は行き過ぎておるんだな、というまさに主客転倒した論議まで出てきたんだ。

にまじめに法を遵守していこうとする業者、それこそ善良な業者だ。そういう者は法を遵守しながらある意味において不利益を受けておる、片や取り締まりが緩慢であるというか適切でないということ等と相まって花盛り。

そういう問題について、今後年度の法改正の中でどのように警察庁全体として指導取り締まりをやっていくかと考えられておるか。法はすべてに平等でなければいかぬ。国民についても列島全域についても同じでなければいかぬが、既にそういう事例が枚挙にいとまがないのだ。そこら辺の今後のいわゆる画一的な指導について、あなた方は具体的にどう対応しようとするのか、その間の事情を聞きたい。

○鈴木(良)政府委員 今までの運用の中で県間のばらつきがあったことはおっしゃるとおり確かだだと思ひます。こういう問題で県間の特殊事情があつていない部分、それからやはり全国的に齊一を期さなければならぬ部分、二つあると思ひます。そういうことで、全国的な齊一を期さなければならぬ問題というのは今度も条例の部分から法律事項に上げてお願いをしているところでございますし、その運用につきましてもよく指導いたしまして、全国的な統一、齊一化を図つてまいりたいかように考えております。

○松田要員 このセックス産業、ピンクムードが盛りの中で最近顕著になってきたことは、御承知のとおりに性病が大蔓延の状態である。数年前までは、性病は日本の医療保険制度の拡充と相まつて漸次減少の一途をたどつたと思う。しかし、五、六年前から逆にセックス産業に影響されてどんどん急上昇、こゝに三、三年來の実態からいふと、三年前の実績と今日では既に約三倍近く全国的に淋病などについても急上昇の傾向にあるわけですよ。

そこで、総理府あたりに亮春とか性病とかい
審議会とか何かあると思うのだけれども、一体そ
いうものは何をしておるのか。私が調査したこ
ろでは、名前があるだけで何の指導もあるいは何

らの法的な枠組みもないと私は思う。売春対策審議会が何かという名前があるだけじゃないか。ほかには何もやっておらぬ。

それなら警察がどこまでやれるか。総理府と警察庁との間にそれぞれの問題についてお互いの連携がありますか。ないでしょう。そういうことをやっておるから性病がどんどん蔓延をしてくて新聞に毎日載つておるのだ。「淋病患者六年で二・五倍増 セックス産業拡大と歩調」、これは権威ある日刊紙だ。読めば時間がなくなりますから読みませんが、それから「セックス感染症潜行」、クラミジアについて千葉大などで今調査中であるが、トルコ製の九割はこのクラミジアを持つておるといふんだな。権威ある日刊紙が書いておるのだ。文句があれば日刊紙に文句を言わにやいかぬ。

しかし、私はこれを、そうなっておるといふ趨勢を信じてゐる。トルコ嬢の九割までクラミジアという病菌を持つておるとはつきり書いてあるののだ。千葉大でこれが問題になっておるといふ。こういうセックス産業というものがそれこそ青少年の一般的な不良化の温床であると同時に、ゆゑに性病、淋病、クラミジア等の新しい病菌の温床になつておるといふことを警察庁はどのように把握されておるか。

願いたい。

○鈴木(良)政府委員　性病の関係が五十三年以降増加傾向にあるということは承知をいたしておられます。この原因でございしますが、なかなか難しいわけでございしますが、性に対する意識が十分変変わってきておる、それからまた、今までお好のありますようなセックス産業が大変増加をしてきておるといふことと無縁ではないと考えております。

○梅沢説明員 私は総理府でございますが、青年
年対策本部ということでございまして、一般の青
春対策につきましては審議室の方で所管しておりますので、コメントする立場にはないということ

第二には、そのことによつて生ずる青少年の不良化、電波が健全育成を阻害してゐる。だから、そこら辺については郵政省も今後——これは郵政大臣にちよつと厳しく一度言わなければいかぬと

思っておられるけれども、そんなことをあなたたちは今までで野放しにしておるんだ。外国の先進国家並みにやりなさいよ。それを特に郵政省には注意を喚起しておきます。

時間があるから最後になりますけれども、法務省がどういふふうに入国管理をされておるか。最近では、東南アジアの特に婦女子が観光ビザという名目でどんどん入ってくる。観光で来るのは大いに結構、歓迎します。しかし、それが法の盲点をくぐって、最近では地方都市に至るまで接客婦となっている傾向が多分にある。それも逐年、二、三年では急上昇。私の調査したところでは、はつきり把握しておられる警察庁の資料によっても、既に二千数百人がいるんじゃないですか。実数はまだまだその何倍もということでしょう。

これはいわゆる目的外のことをやっているし、第一に出入国についての条件を欠格しておるのだ。同時にまた、警察方面がこれを本当にチェックすれば、たちどころにそういうものはやれなくなるんだ。ところが、現状、町に行ってみると、これはフィリピン産ですよ、これは台湾産ですよと言っていて、それも一人や二人じゃなしにいっぱいいるのだ、十人でも十五人でも。そういう実態を調査したことがありますか。何でそんなのを指導なりチェックなりして、目的外の、特に接客婦になつておるといふ状態について指導されないのか。ちよつとだれかが通報しただけでわかるはずですよ。

例えば、のぞき窓のところに立っておつてのぞくようなことになっておる。五人も八人も十人も大勢のお客さんが入っておる。しかも長期にわたつて、半年の間、三カ月のいわゆるビザを切りかえ切りかえしてきておるんだ。それについては何らの今指導がないように私は思うんだが、警察庁は一体どういふふうにしておるか。

まず、その前に法務省、そういう目的外のビザを利用して来た者についてはどういふふうに今まで処置してきたか、あるいはそのことについて

どの程度の強制退去を命じたか、その辺の実数があれば、それをひとつお答え願いたい。

○長山説明員 入管の立場からお答え申し上げます。

先生のおっしゃるような実態が現実にあることはよくわかっております。そこで、入管としましてこれまで統計的にいろいろ把握したところをごく簡単に申し上げてみたいと思ひます。

最近三年間におきまして摘発しました外国人女性のいわゆる資格外活動事犯、それから在留期間を経過して稼働をずっと継続しておつたいわゆる不法残留事犯、これを見ても、昭和五十六年が千二百二十七件であつたのですけれども、五十七年には千七百五件にふえておる。昨年五十八年には二千三百九十九件に急増しておる。三年間を合計しますと五千七十一件でございます。

このうちの主な活動内容を見てみますと、ホステスが三千七百六十九件で全体の七四・三%を占めるという実態でございます。さらに、ストリッパが八百十件で全体の一五・九%を占めておるといふことを入管で把握しております。

また、国籍別に見ますと、一番多いのがフィリピンでございます。千六百八十二件、次に中国と申しましても台湾とか香港ですけども、千六百六十八件、三番目がタイで千四百件、それから韓国二百十二件などとなっております。これが今統計的に入管の方で把握している実態でございます。

それから補足的に、じゃあ入管の方でどのような規制、取り締まりをやつておるかという御質問につきましてもごく簡単に回答したいと思います。

こういう外国人女性が我が国におきまして風俗関係の業務に従事するということは、国際的に見ましても国内的に見ましても好ましくないといふことは十分考えられますので、私どもとしては鋭意取り締まるようにしておるのでございますけれども、こういう外国人女性の資格外活動とか不法残留事犯というのは、やはり潜在的にこつそり行

われるところがございますので、取り締まりの協力を一般から得るための広報活動に努めたり、あるいは関係資料を収集整備するということなどをやりまして、一生懸命摘発に努めているところでございます。

しかし、翻つて考えてみますと、こういったような女性だけを単に摘発するというのではこの事犯を根絶することは極めて困難であるといふふうな考へております。雇い主とかブローカーなど悪質な者が背後におりますので、こういった者も取り締まるというふうな考へまして、それにはやはり入管だけでは力が足りない。そこで警察機関とも緊密な連絡を保ちつつ徹底的に取り締まろうとしてやつておるところでございます。

○松田委員 警察庁、ひとつ……

○鈴木(長政府委員) 御指摘のとおり、大変こういうふうな女性が多くなつていふという事実でございます。私の方も懸命に取り締まりを続けておるところでございます。しかし、今お話しのように、取り締まりだけで済むものではございませぬので、私どもも、現行法、さらには改正法ができますれば、そういうものを十二分に活用しながら指導に努めてまいりたい。指導と取り締まり両方相まって、こういう女性の関係につきまして適正化を期してまいりたい、このように考へております。

○松田委員 持ち時間が経過をいたしましたので、本日の私の質疑はこれで終わります。ありがとうございます。

○大石委員長 小杉隆君。

○小杉委員 今提案をされている風俗営業法の改正というのは、その目的は、青少年の健全育成とかあるいは風俗環境を浄化する、こういう目的でございまして、これに関連しまして、本論に入る前に、私はやはり青少年の問題として暴走族の問題にまず触れたいと思ふのです。

昨日、六月二十日の午前三時ごろ、東京都の福生市で検閲中の警察官の方が暴走族を追跡してき

故がありました。亡くなられた松本巡査部長の御冥福をお祈りしたいわけですが、これも暴走族の騒音に対する苦情が一一〇番されまして、そしてこの亡くなった巡査部長さんが道路に出て赤色灯を振つて、オートバイ四台が横一線になって時速八十キロものスピードで走つてくるのをとめようとした結果こういった被害に遭われたわけですね。暴走族はこの制止を振り切つて逃げていきまして、この巡査部長さんはすぐその後を追跡してき

たパトカーに接触して死亡されたわけですね。今、現場の警察官の方は、このように必死になつて暴走族の取り締まりに努力をされております。この事故は、パトカーを運転していた同僚の警察官の責任が問われるばかりで、逃げてしまつた暴走族は検挙されない。社会のルールを乱し、住民に迷惑をかけている暴走族を取り締まる人たちが、一方は命を落とし、一方は業務上過失致死の罪に問われている。まことに理解に苦しむというか寂然としない、理不尽なふうに思われてならないわけですけども、この事件に對しまして、ひとつ長官の御所感を伺つておきたいと思ひます。

○三井政府委員 大変残念な事件が福生で起こつたわけでございますが、事情を詳細聞いたところで、当時の状況の中で避けることは極めて困難であつたという判断をしておるわけでございます。

問題は暴走族でございます。暴走族は、大変力を入れて取り締まりをしておりますために、その数は、波がありましても、以前のようになんて大幅でふえるということとはなくなつてまいりました。そしてまた、大集団を組んでやるといふこともだんだん減つてまいりました。しかしながら、小集団でやるとか、あるいは具体的な場合にはさらに集団から離れて単独でやるといふような事態がだんだんふえてきておりますので、取り締まりの方に言わせると、取り締まりの壁に阻まれてい

そのためには、取り締まる警察官の側も少数に分かれてミニ検問というようなことでやるわけでごさいます。このミニ検問で今度の事件が起った、こういうことでございまして、暴走族という大変なスピードで走るものでございまして、この取り締まりにはどうしても避けがたいリスクは伴いますけれども、それをさらになくするたための方策というものを十分に考えてやっていきたいと考えておるわけでございまして。

○小杉委員 これから夏で蒸し暑いから窓をあけて寝るとか、また日が長くなっておりまして、これから暴走族の相当多くなってくる季節でございまして。現に私どもの近所でも、幹線道路から相分離している場所でも、金曜日の晩とか土曜日の晩、場合によっては明け方までこの集団暴走による騒音の被害を受けているわけですね。

ここで私は、やはり今の暴走族の親たちの自覚というものにも訴えなければいかぬと思うのです。この暴走族の多くは大体十六歳から十九歳程度の少年たちであって、自分で稼いでオートバイや乗用車を買った者もいるでしょうが、ほとんどが親が買与えたものだということを聞いております。こういう親の自覚あるいは世論への訴えという面でも、私は、警察庁はもとと努力をすべきじゃないかと思ひます。この点についての御見解をひとつ伺っておきたいと思ひます。

○久本政府委員 暴走族の取り締まりにつきましては、ただいま長官が申しましたように取り締まりを厳しくやることはもちろんでございまして、同時に、先生御指摘のとおり、親に対する働きかけ等の比重が大きいということは私も常々痛感しているところでございまして。したがって、暴走族対策は、取り締まりを含めた総合的な対策が必要であると思つてございまして、おっしゃるような家庭、学校、職場といった暴走族に参加をする少年の接点になるところに強力に働きかけをするということにつきましては、平素から交通警察に対しましてそのような取り組み方について指導をしているところでございまして。

率直に申しまして、この方策は非常に気骨が折れる割には即効性のないという点で数多くの問題を抱えているところではございまして、しかし、だからといって放置をしておいて済む問題でもございませんで、即効はなくても、長期にわたって確実にそのような成果を求めていきたいという考え方で取り組んでいるところでございまして。

○小杉委員 先ほど長官のお答えにもありましたように、最近の傾向は集団的に暴走をしているという形から分散拡大型という形に変わってきたわけで、それに対応した取り締まりの方法を考えていかなければいかぬというお話がありました。私は、きのうの事故がこれからも起こらないという保証はない、むしろそういう危険性がより多くなったと考えているわけですが、そういうこれらの趨勢に対して、私は一つの試みとして、今、改造した車両に対する検査というものがまだまだ十分じゃないだろうかと思うわけですね。

今、道路運送車両の保安基準の第三十条でこれは検査ができることになっておりますけれども、騒音を規制する基準というのについてもっと直しをする必要があるのではないか、そして、もつとこの規制の機会をふやしていくことが必要ではないかと思うのですが、今の根拠となる法律についてどう思うのか、実効ある対策、対応が望まれると思うのですが、この保安基準の点についての御見解を伺っておきたいと思つております。

○久本政府委員 保安基準の問題につきましては運輸省の主管されるところでございまして、私どもの方がとやかく申し上げる筋合いではないと思ひますが、私も私としては、現行の基準を最大限に有効に活用いたしまして、その実効を上げるに努めてまいりたいと思つてございまして。ただ、先生がおっしゃるとおり、特に夜間の走行中の吹かし音などが相当やかましく感じられる場合に、今の測定方法で八十五ホンというのが一つの基準になっておりますが、測定してもなかなか達しないという例が多いことは事実でござい

ますので、その辺は今後、住民が騒がしいと感じられる内容と具体的なことにつきましては、いろいろ勉強していく必要があるというふうには考えております。当面、私も私といたしましては、現行の基準を最大限に活用して取り締まりに精を出すのが最大の課題であると考えておるところでございまして。

○小杉委員 運輸省の方来でございますか。——今答弁がありましたように、八十五ホンという基準に達しないのが非常に多いということですから、この基準を見直すようなおつもりがあるかどうか。

○藤野説明員 お答えします。自動車の騒音防止対策としましては、従来から段階的に新車規制の強化を実施してきたところでございまして。今後は新車規制の効果を維持するため、新車規制の強化に対応した使用過程車の合理的な規制方法を確立する必要があると考えております。

現行の測定方法は、暗騒音の影響を受けない試験場所あるいは相当の長さの試験路が要するなど、場所的な制約がございまして、路上で容易に測定することが困難であります。このために、暴走族の車両のマフラー改造等により過度の騒音を発する車両に対して取り締まりの実効を期するには、現行の測定法のみでは対応が難しいことにかんがみまして、新しい測定法を検討することにしており、この結果を踏まえまして、暴走族による車両不正改造の防止に資するよう道路運送車両の保安基準を前向きに見直してまいりたい、かように考えております。

○小杉委員 それは現状に対応するようにぜひ早く改めたいだかと思ひます。それから、別の観点からこの暴走族の問題を考えていかなければいけないのです。暴走族の方へ目が行く余り、健全な青少年のライダーとかドライダーに対して過度の規制が行われてはいけな

いかなくはないわけですね、現状は、残念ながら取り締まるばかりで、適当に発散の場を与えろという側面が忘れられているのではないかと。今や我が国はかつて自動車大国と言われたアメリカへの自動車の輸出を自主規制するところまで来ているわけでありまして、世界一の自動車王国と言つてもいいモーター・ゼーション、この中で自動車愛好家とかモーター・スポーツについての認識をもつと深めて、暴走族と愛好家を一緒にたに考えていくことはやはりまずいのではないかと。

最近、葛飾区の水元公園で、暴走族の騒音にたまりかねた何者かがロープを張って、そのためにオートバイに乗った少年が死んでしまったロープ殺人と言われている事件が起りましたけれども、こういう事例も、もつと自由に乗り回せる場所が多くあれば水元公園の中で運転するというようなことをしなくても済んだわけですね。

例えば関東近県で考えますと、オートバイや自動車の愛好家が自由に走り回れるサーキットというのは、筑波とか静岡の富士スピードウェイ程度でございまして、これらはいずれも遠いわけでごさいます。もつと手近にそうした健全なモーター・スポーツや自動車の愛好家が楽しめる場所をつくるべきだ。例えば河川敷とか埋立地などにもつともつとそういった青少年のエネルギーを発散させる場所をつくるというふうな、きょうは建設省を呼んでおりませんが、これはまたいずれかの機会にやりたいたいと思ひますが、そういったことについてもやはり警察側では建設省など関係団体に働きかけるべきじゃないか、都道府県、市町村などにも働きかけていくべきじゃないかというふう

思つております。警察が持っているコースがあるのです。例えば多摩川の河川敷に警視庁の運転試験場ですか、警察官の練習用につくったコースがあるわけですね、けれども、こういったようなところを、使わな

うことにいたしましたわけでございます。

それから、ノールパン喫茶といふのは、要するに裸体に近いあるいはそういう格好で飲食物の給仕行為をするようなものを本来ノールパン喫茶といふ形でとらえておいたわけでございまして、けれども、このノールパン喫茶という事態は、一時は大変問題になりましたけれども、その後そういうことだけではなかなか営業が成り立たないという形で、現実にはノールパン喫茶という、先ほど申しましたような給仕行為にとどまるような形でやっている営業といふのは大変少なくなりました。むしろその営業は、今度の法の対象として考えておりますような例えはマッサージだとかなんとかというようなものを伴うものにならざるを得ないというところでございまして、そういうようなことで、私もまあそういう形としてとらえることができるのではないかと考えております。もちろん、ノールパン喫茶自体で、それ以上いかなる営業形態のものにつまましては、飲食店に對しする必要な規制が設けられることになっておるわけでございまして、そういうものに対して厳正に対処をしていくことにいたしたい、かように考えております。

それから、自販機の問題でございしますが、これは雑誌等自販機の問題につきましては、雑誌の販売というものを風俗営業という観点からとらえるということとはちよつとなじみにくい問題があるというところもございまして、それから多くの府県で現在青少年保護育成条例ができておまして、それによる規制が行われておるといふこともございまして、今回対象としなかったものでございします。

○小杉委員 今全国に自販機といふのは大体どのくらいあるのか。それと今のお答えで、けれども、今度アダルトショップといふのが対象に入ってきたわけですが、アダルトショップといふのは今何軒くらいあるのですか。これもかなり多いわけですが、むしろ私は、青少年への影響から考えると、アダルトショップといふのは比較的繁華街に局地的

にあるわけですが、ポルノ自販機などは住宅街にもどんどん入り込んでおるというところから考えますと、アダルトショップは規制の対象にしながら、もつとも青少年への影響の大きいこの自販機については全然対象にしていないといふのは少し片手落ちじゃないか。

各地区で青少年保護育成条例でやっているからいいじゃないかといふものの、アダルトショップなどは比較的東京、大阪、名古屋あるいは札幌とか福岡という盛り場に多いわけですが、自販機はむしろ全国的に、そういう盛り場に限らず住宅地にもどんどん出てきているわけなので、この辺の対策といふのは各県の条例に任せておいていいのだろうか、一律に法律である程度の対応を考へるべきじゃないかといふふうに思ふのです、いかがでしようか。

○鈴木(良)政府委員 自販機の数でございしますが、五十八年の調査によりますと、雑誌の自動販売機は約一万四千五百といふふうに把握をいたしておられます。そして、そのうちいわゆる問題のピン本と言われているような本が入っており、す取納機は七千六百あり、半分かちよつとということになっておるわけでございします。

確かに自販機の問題といふのは、住宅の中に入り込んでくるということで大変な問題であるといふことは承知をいたしておりますけれども、今申しましたように、何でもかんでも風俗営業法の対象にするといふのはなじまない問題といふのがあらうと思ひます。それは、その他の雑誌の問題あるいはテレビの問題、そういういろいろな問題と同じように、そういう問題につきましましてはやはり青少年保護育成条例等におきましていろいろ考へていかなければならない問題であらうと考へておるわけでございします。

○小杉委員 この辺はちよつと見解が違ひますが、どうもこれからの事態の推移に応じて十分に考へていただきたいと思ひます。

が、どうもこれからの事態の推移に応じて十分に考へていただきたいと思ひます。

次に、風俗関連営業には構造、設備の基準がないのです。これは先ほどの人的な格理由がない、風俗営業にはあつて風俗関連営業にはない、いかにいふ指摘がありましたけれども、それと同じように、風俗営業には非常に細かい構造基準があり、青少年に与える影響の大きいこの関連営業の方にこそ、構造、設備の基準を設けるべきじゃないか。例えば個室マサージとか個室マサージなどというものが最近ふえてきています。これは新宿だけじゃなくて渋谷なんかにもどんどんふえてきておりますけれども、こういうところのドアにガラス窓を設けさせるとか、そういう構造基準を設けるということが必要じゃないかと思ふのです、いかがでしようか。

○鈴木(良)政府委員 風俗関連営業と申しますのは、その行為から規制をするのになかなかないものではないかという感じを持っておりますのでございします。

その行為そのものは、法律違反になるものももちろん当然のことながら対象として取り締まっております。まあなければいけませんけれども、そうでない程度のものを行為そのもので抑えるといふことは……(小杉委員「行為じゃなくて構造です」と呼ぶ)行為ですね。私も申したいのは、そういう営業者なり従業員が行います行為そのものを対象にするのにはなじまないのではないかと。したがって、構造をいろいろ考へてみましても、そこで行われます行為といふものが構造を変えたためによくなる期待できるという形にはなかなかないのではないかと一か二か感を持っております。そういう種類の営業ではなからうかと考へておるわけでございします。

したがって、今申しましたように、こういう営業形態に對しましては、やはり厳しい遵守事項を設けまして、それに違反するといふ形のものに對しまして厳正に対処するといふことが適当で

はなからうか、かように考へておるわけでございします。

○小杉委員 私は、できるだけ問題を絞つて質問しているのに、余り拡大して言つてはいないのに、例えば、現実には個室マサージとか個室マサージで行われていることはやはり問題があるわけですが、少なくとも風俗営業では一定のそういう窓をつけさせたり外からのぞけるような構造基準といふのを設けているわけでしょう、同じ類の行為をするおそれのある、行為そのものには何もチェックできないと言ひますけれども、そういうおそれのある構造については、最小限度他の風俗営業と同じような構造基準を設けていくべきじゃないか。これは実態から考へまして、そういうことをやるべきじゃないかと思ふのですけれども、再度お答えいただきたいのです。

○鈴木(良)政府委員 そこで行われます行為が売春なりわいせつ行為といふ法律違反、これは絶対にやらせてはならない、かように考へておるわけでございします。これがあれば、当然のことながら法律違反として検挙し、厳しい行政処分をかけるということになるわけでございしますが、現在行われております行為につきまして、これは今申しました法律違反の程度には至らないものもあり得るわけでございします。構造、設備を、先ほど言ひましたように見通しのよいような形にいたしますと公然わいせつになるという問題も逆に生じてくるというところもございまして、こゝろの辺のところはなかなかどうも、こういう営業に対する規制は難しいところではないかと思ひます。

したがって、私もこれはこういう営業に對しましては、法律に違反することは厳しくやつていく、その法律に至らないグレーゾーンの部分、これはある程度必要な遵守事項等をかけながらやつていくといふことでありまして、このところをきちつとやらうといふことになりまして、これはまたあいつ営業といふものが必ずしも成り立たないといふことにもなりかねないところがあるわけでございします。

大変難しい問題だとは思いますが、私どもは、今申しましたように、こういう営業に對しましては法律に違反するものは厳しくやる、そしてそこで行き過ぎたものには厳正に取り締まるということが現在の情勢からいきまして適當ではなからうか、かように考えておるわけでございます。

○小杉委員 法律で規制するのが難しければ政令にゆだねるというようなことで、そういうおそれがある、全く密室の中で何が行われているかが把握できないような構造については、最小限度今の風俗営業と同じような構造基準、例えば窓で中がのぞき得るといふような一つの規制というものを十分に考えていくべきだということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次は名義貸しの問題です。今度の風俗関連営業に對しては名義貸しの禁止という規定がないわけですから、これはどういふわけなのでしょう。

○鈴木(良)政府委員 名義貸しの禁止規定というのは、許可営業と連動しているというのが普通のあり方でございます。風俗関連営業につきましても許可制度をとっておりません、届け出制度にとどめておるといふ関係でございまして、そういうことで名義貸しという規定を置くことがなかなか難しいという問題があるわけでございます。

名義貸しと申しますのは、要するに許可は取っているけれども実質的にはほかの者にやらせておる、こういうことになるわけでございますが、私どもは、あくまでも風俗関連営業に對しましては実際にその営業を営んでいる者に着目して必要な措置をとるということでございまして、この名義貸しの規定がなくとも、現実にはそういう営業を営んでいる者というものをしっかり把握いたしまして、その者の違反があれば必要な措置がとれる、かように考えておるわけでございます。

○小杉委員 この答弁もちよつと納得がいかないのです。現在でもストリップ劇場なんかで興行場の許可を取っているわけですから、興行場

の許可を取っている名義人と実質の経営者が異なるために、実際に立入検査をしても処分ができないというケースがあつて、これは恐らく警察でも一番困っているところじゃないかと思うのです。

それで、今度の法律でも風俗関連営業にも立入検査が認められておりますし、それから二十歳未満の者には飲酒とかたばこを禁じていますし、十八歳未満の従業員とかお客も禁止している、実質的に立ち入りの権限も持たせながら、しかし名義貸しの禁止の規定がないために有効な規制ができない、そういう実効性においてしり抜けになつてしまふのじゃないかという懸念を持つわけなので、この点どうしても名義貸し禁止の規定が必要じゃないかと私は思うのですが、再度……

○鈴木(良)政府委員 今までの例えはストリップ劇場に對します取り締まりと申しますのは、興行場法に基づいてやっておりますわけでございまして、たがひまして、その興行場の許可を取っている者に対して法の規制が及ぶかどうかというところでありますが、これが今お話しのように、逃げられましてなかなか本来の許可を取っている者に及ばないといううらみがあつたわけでございまして、今度私どもの方で第二条の四項二号でもつて書いております興行場は、あくまでも「興行場として政令で定めるものを営営する営業」という実質に着目することになるものでございまして、その点につきましても従来と違つた形でできるというふうに考えておるわけでございます。

○小杉委員 今本会議の予鈴が鳴つております、少し早目に終わりますが、この点は私はもう少し突っ込んで聞きたいところで、これは実態からして、名義貸し禁止の規定がないために有効な手が打てないというケースが相当しばしば出てくることを恐れるわけですか、これはひとつ今後とも検討していただきたいと思ひます。

それから、あと二つばかりそれじやまとしてやりますが、広告、宣伝の規制というのがありますけれども、これが例えは清浄な風俗環境を害す

るおそれのある方法で、やつてはならないというような非常に抽象的な表現になつておりますけれども、これは規制の実効性を高めるために、また表現の自由に對する侵害を避ける意味でも、もう少し細かい具体的な基準を設けるべきではないか。そうした実効のある方法を基準として示した方が乱用を防ぐために有効じゃないかというところが一つ。

それからもう一つは、風俗関連営業に對する行為の制限というものを条例でも決められるようにしたかどうか。今までの風俗営業については必要な制限を条例で決められるようになっておりました、例えば東京都なんか相当きめ細かな制限を条例の中で規定しているわけですから、今度の風俗関連営業についてはそういった条例に委任をするという点が非常に少ないわけでござい

ます。こういう風俗関連営業というのは、先ほど申したように東京とか大阪とか繁華街のところに多いわけですから、地域特性に合わせた規制というものが必要なのじゃないだろうかというふうに思うわけなんです、この辺も、私先ほど来申し上げているように、風俗営業に對しまして風俗関連営業、これがかなり甘いんじゃないか、かなり低いレベルの規制にとどまつているのではないかと、このとで指摘したいわけですが、以上二点についてもお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木(良)政府委員 広告、宣伝の規制がもつと具体的なものが効果的ではないかというお話でございしますが、広告、宣伝の規制はあくまでも善良の風俗を害する行為あるいは環境の浄化、少年の健全育成に障害を及ぼすおそれのある内容を考へておるわけでございまして、具体的にはヌードの女性のポスターであるとか、わいせつ行為を示すストリップ劇場のポスターであるとか、卑わいな形状の看板による広告とか、風俗営業法が考へております対象はいわゆる飲む、打つ、買うというふうなものに代表されますような、そういう生活関係というものを考へてものでござい

ますので、それなりに具体性はあるというふうに私は考へておりますし、具体的な運用につきましても、今申しましたような観点から決して行き過ぎのないように運用をしまひたい、かように考へております。

それから、風俗関連営業につきましても少し条例にゆだねたかどうかというお話でございしますが、先ほど申しましたように、風俗関連営業で行われます行為というものは非常に限定された形になつておる。一方、風俗営業の方は、非常に幅広いいろいろな形で、本来それは健全に當れば問題はないう形でございますから、いろいろな府県でいろいろなことを考へる余地があるわけでございますけれども、風俗関連営業につきましても、各府県で独自性を考へる余地というのが非常に少ない分野である、むしろないと申し上げていいのではないかと、これがございまして、それで規定をしなかつたというものでござい

ます。そういうことでございまして、これはやはり法律にある規制でもつて、遵守事項で足りるのではないかと、このように考へておるわけでござい

ます。○小杉委員 まだまだ不十分という不満な点が多いのですが、本会議もありまして、私は次に機会がありましたらまた議論を深めていきたいと思ひますので、きょうはこれで終わりたいと思ひます。

○大石委員長 午後二時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

午後二時四分開議

○大石委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。井上一成君。

○井上(一)委員 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案のねらいは、最近増加傾向にある少年非行の抑止が目的というところでありますが、この

法改正によって少年の非行が減っていくのかどうか、どういふような認識を持っていられしやるのか、まず伺っておきたいと思ひます。

○鈴木(良)政府委員 この法改正によりまして、少年の立ち入りあるいは従業の規制の問題、あるいは少年のたまり場となつておりますものに對する適正化ということが図られることになるかと考へておりますので、現在、少年非行が第三の波といふことで戦後最悪の記録を四年続けておるわけでございますが、それを取束させる決めの一つになるといふふうに確信をしておるところでございます。

○井上(一)委員 ただ単なる法の改正がすべての問題を解決する、そういう認識は少し甘いのではないだろうか、私はこゝういふふうに思ふのです。もつと、社会全体の秩序をいかに安定的に保持していくか、そういう意味合いから、今日の大きな問題として今社会不安を引き起こしている大きな事件、問題として、グリコ事件の解決が当面の社会不安をなくしていく、先決すべき問題である、こゝういふふうに私は思ふのです。

そこでお尋ねをしておきたいわけですが、このグリコ事件について、当局はどのような認識を持っておられるのか、まず伺つておきたいと思ひます。

○金澤政府委員 グリコ事件でございますが、御承知のように三月十八日の夜に発生をいたしましたわけでございます。この事件につきましては、当初の犯行の日の大胆な手口、それから被害者が解放された後の犯人側からの執拗な脅迫、特にグリコ製品に毒物を混入する、こゝういった社会に非常な不安を与えるような脅迫といふことで、私も警察といたしましては、本當に緊急に解決しなければならぬ社会的に大きな問題といふふうに認識をしておるわけでございます。

○井上(一)委員 これは、市民を巻き込んだいふ社会に對する一つの挑戦であり、一つの犯罪といふ位置づけ、そういうものでとらえるべきではない。むしろ、一企業の社長を誘拐したといふ犯

罪的な位置づけよりも、これは社会問題として強く認識をすべきである、私はこゝういふふうに思ふのですが、当局はいかがでございますか。

○金澤政府委員 一つの企業に對する犯罪といふところから始まつたわけでございますが、その後いろいろ状況からいたしまして、一企業に對する犯罪から社会に對する犯罪、こゝういふふうに私どもの方も認識をいたしております。したがいにしまして、この種事件が特に模倣性が強くて、この事件の成り行き次第によりましては同じような種類の犯罪が後から後から相次ぐ、こゝういふことも考えられますので、警察といたしましてはできるだけ早く解決をして社会に安心を与える、こゝういふことでやつていきたいと思ひます。

○井上(一)委員 當然、一日も早い犯人の逮捕といふこと、これがすべてが望むところであるわけですが、そのためにどのような対応を警察がしてきただか。これは兵庫県警と大阪府警の両府県にまたがる広域的な犯罪であります。やはりこゝういふところに、初期初動の問題も含めて、あるいはコミニケーションの問題も含めて、十分な意思の疎通があり体制がとられてきたのかどうか、国民は非常に不安を持つわけでありまして、幸い、兵庫県警に不祥事をきつかけに大阪府警から本部長が行かれて、非常にパイプがよく通つた、こゝういふことも聞きますので、両府県あわせて一線では一生懸命やつていらつしやる、私もそれは多とするわけでありまして、

しかし、六月二日の夜のいわゆるグリコ事件の犯人からの摂津市内におけるレストランにおいて市民を巻き込んだ現金要求に對する捕拏体制が、結果的に犯人が捕らえられなかった、捕まえることができなかった。これは警察に對する信頼がやはり一部薄らぐことにもなりますし、より不安を募らせる。このことについて捜査上に手落ちがあつたのかどうか、あるいはどこに問題があつたのか、あのような残念な結果になつたのか、このことについて聞きたいと思ひます。

○金澤政府委員 警察の捜査体制につきましては、今お話がありましたように、そもその発生が兵庫県でございまして、その後の放火事件から一連の脅迫事件、これは大阪府警の管轄でございまして、両方の府と府にまたがる事件といふことで、私どもの方といたしましては、四月に、警察庁指定の百十四号事件、こゝういふことで、この両府県警はもとよりでございますが、近畿管内、また全国の警察に指令を出しまして、細かな情報でも全部警察庁に吸い上げまして、この情報交換を含めて一体的な捜査体制をとつておるわけでございます。

特に大阪府と兵庫県警は、現在、警察官だけでも千六百名の警察官を毎日この捜査に動員をいたしておりまして、全力を挙げて捜査をやつておるこゝういふことでございます。

それから、六月二日の件でございますが、当日は、犯人が第三者を利用して現金の受け取りの車運搬に向かわせたわけでありまして、捜査員の方といたしましては、途中でこの第三者に對して職務質問をするといふことで、この第三者が当日の犯行に關係ないといふことがわかつたものですから、その後、指定をされました地点まで車を運ばしまして、そこで犯人との接触を持ったわけでございますが、ついに犯人側はあらわれないといふことで、捕拏できないといふ残念な結果に終わりました。

しかし、当時の状況といたしましては、捜査員の判断として、これは少数の捜査員が非常に嚴重に保秘体制を保つた上での捜査活動をやつておりまして、当時の現場の状況としては、職務質問をしその第三者の身分を確かめる、こゝういふ行為は当時の状況として必要な状況であつた。その結果、犯人捕拏に至らなかつたといふ結果は出ておりますけれども、当時の捜査に特に問題があつたといふふうには認識をしていないわけでございます。

○井上(一)委員 グリコ本社が、犯人側からの要求に應じて、警察に届け出を行わずに犯人側と裏取引をしたとの報道が一部なされたわけですが、これが事実とすれば、グリコの行為は問題がある

と思はれるのです。そういう事実があつたのかどうか、この点についても聞いておきたいと思ひます。

○金澤政府委員 これまでのところ、会社側と警察とは十分な連絡をとり合つて捜査を行つておるこゝういふことでございます。

ただ、会社側と警察側がいろいろ連絡をとり合つておりますその詳細につきましては、今後ともこの犯人から会社側へのいろいろな接触があると思はれますので、その詳細につきましては答弁を差し控えていただきたいと思います。

○井上(一)委員 それでは、この報道については事実であるのかどうかといふことについてはお答えができませんといふことですか。

○金澤政府委員 ただいまもお答えいたしましたように、会社側と私どもの方は連絡をとり合つてやつておる、こゝういふふうに御理解いただきたいと思ひます。

○井上(一)委員 私は、いわゆる社会問題といふ認識に立つならば、やはりこゝういふ裏取引といふような手段を一切排除して、堂々と正面からその問題の解決に取り組んでいくべきである。そのためには、当局としてそれぞれの關係省庁との連絡あるいは対応について、協議の上になつてこれを行つていくべきである、こゝういふことをなされていくのかどうか、その点についても聞いておきたいと思ひます。

○金澤政府委員 会社側と、警察といたしましてはそれぞれ段階で意思の疎通を十分に図るこゝういふことでやつておりますし、これは大阪府警の本部長も江崎社長と二人だけで十分に話し合つてこゝういふことも行つておりますし、こゝういふ意味で、お互いに事件の解決に向けての意思の疎通は図つておるといふふうには感じております。

○井上(一)委員 さらに私がお聞きをしたいのは、關係する諸官庁との連絡等についてはこゝういふ対応をなさつていらつしやるのか、こゝういふことです。

○金澤政府委員 現在までのところ、まず何をお

きまして犯人を逮捕する、これが社会の大きな問題になっております事件の解決でございますので、それを第一義的に今行っておるわけでございしますが、今までも事態によりましては一部関係官庁と連絡をとっておる、こういうことでございします。

○井上(一)委員 私は、犯罪予告において例えば流通機構に大きな混乱を生じ経済秩序を破壊していく、こういうことに対しては、通産なら通産がどういう対応を考えているか、あるいは企業で働く人たちが今、自宅待機を含めて大変な被害を受けているのか、さらに、この問題で企業側産に追いついていく、そういうようないわゆる社会不安が連鎖して引き起こっている、こんなことに対してどうしようとしているのか、このことについてひとつ聞いておきたい、こう思います。

○小川説明員 ただいま流通機構の御質問でございますので、通産省でございますが、お答えいたします。

グリコの製品を小売店の店先から撤去するあるいは返品するということですが、一部のスーパーあるいは小売商の間で行われているというところは承知いたしております。ただ、一方で、そういうふうにグリコの製品を店先から撤去するというようなことは、むしろこういう社会悪を助長することになるといえるもので、撤去はしないで、あくまでも消費者の選択に任せるといような方針をとっている企業もあるというふうに伺っております。

いずれにせよ、この問題につきましては、こういう形でそれぞれの企業の判断あるいは当事者間の話し合いでうまく円満な解決が図られるというようなことが最も望ましいと私どもとしては考えております。個別の私企業の取引でございますので、直接のいろいろ行政的な介入はできませんが、そういう当事者間の話し合いでうまく解決していくことが望ましいと考えております。

響を与えておるといことでございますので、一日も早く事件が解決することを望んでおるわけでございします。

○竹村説明員 ただいま先生から御指摘がありましたように、この事件の影響によりまして江崎グリコ等で大幅な減産を余儀なくされ、そういう結果、それに伴いまして、特に江崎グリコ等に対する依存度が非常に大きな関連下請について、先生から先ほどお話がありましたように自宅待機とか一時帰休、そういう雇用不安が出ております。

労働省といたしましては、今後、こういう雇用不安がさらに深刻化するおそれがあるということから、これら下請企業に対して雇用安定のための対策を早急に講ずる必要があるというふうに思っております。現在、早急に対策をとるよう鋭意検討中でございます。

○井上(一)委員 私は、通産も労働も十分な答えだと思わないのです。これは、大臣が来てから残余については聞きますよう。

警察当局に、やっぱり社会問題であるという認識に立つなら、犯人逮捕というのは、これは警察の仕事です。役割です。しかし、起こっている社会問題をどう解決していくか。法律を改正してこうだめだと言った議論をしておつてもだめなんだ。そういうところから、再発を防ぐ防犯的な見地からの対応策、そういう意味では関係官庁との対策会議を持つべきではないだろうか、あるいは今後、犯人逮捕、捜査協力にそれがつながるのではないだろうか、こういうことなんです。そういうことをやらぬことには本当に社会の秩序を守るということができないし、警察の役割はそこには存在せぬ、こう思うのです。いかがですか。

○金澤政府委員 先ほどもお答えをいたしましたとおり、社会のゆゆしい問題というふうに認識をいたしております。私も警察としましては、繰り返しすようでございますが、一日も早く犯人を逮捕しております。この不安を一掃したいというふうに思っておりますし、いろいろな面から、通産適切に関係官庁に対していろいろな連絡をしましてまい

りたいというふうに考えております。

○井上(一)委員 ちよつとここで長官に、一日も早い犯人逮捕、これは繰り返す必要はないわけですから、ひとつ決意を聞かせてもらいたいと思ひます。

○三井政府委員 グリコの事件は、現代社会の弱点をついた最も卑劣で重要な犯罪でございます。したがって、その社会的広がりも大変大きいということ、この一日も早い解決がすべてであるというふうに思っております。被害者であるグリコ当局も警察には十分協力しております。先ほど御質問のようなことは毛頭ございせんので、あとは我々が全力を挙げて一日も早く解決する、こういうことでございします。

大阪、兵庫両府県も、一部の御心配をいたしております。府県が二つにまたがるから漏れがあったらいかぬという御心配をいただくのはありがたいわけでございますが、現実には極めて緊密にやっておりますので、一日も早く解決したいと考えておるわけでございします。

○井上(一)委員 残余の質問は、大臣がお越しになってからもう一度いたしたい。

長官、一日も早い犯人の逮捕を私たちは強く期待するし、両府県警の活躍、捜査に対する取り組みを強く期待して、あとは大臣に質問をいたします。

○大石委員長 小川省吾君。

○小川(省)委員 今回、風俗営業取締法の一部を改正する法律案が提案をされました。現行八カ条の法律を五十一カ条に変えようとするものでございします。

法案の名称であります。これでは一部を改正する法律案ではありません。まるつきり新しい法律であるということと同様であります。なぜ風俗営業法の全面改正をする法律案としなかったのか、まずお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○鈴木(良)政府委員 お答えいたします。八カ風俗営業法は現在十六カ条でございます。

条までありますが、枝番がついておりますので、実質は十六カ条でございます。それが五十一カ条になったというところでございしますが、実は、従来条例で規定していたものが三十一カ条ばかりございまして、すべてが条例がびたつと合うわけではございませんが、それを法律に規定をするということがかなりあるわけでございまして、実質的に全面的に改正したというものでないわけではございます。しかも、法律の物の考え方は一切変えておらないわけでございまして、現在の法律にも、やはり善良の風俗と風俗環境の浄化、また青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するということがあるわけでございまして、そういうものを明定した、そうして法律上きちっとしていく。

また、許可対象の業種は、ゲームセンター等を業種加えますけれども、それからまた風俗関連営業といえますのは、従来からストリップ劇場あるいはトルコボロ等に対する規制も入つておるわけでございます。それを整理したというものでございします。また、深夜飲食店につきましても従来から規制があるわけでございまして、これを一部手直しをしたというにとどまるものでございまして、やはり従来の法律の物の考え方はそのまま生かして、その上に立つて必要な手直しをしたというものでございします。やはり一部改正が一番適当であらう、こういうふうに考えたものでございします。

○小川(省)委員 いろいろ説明がございましたけれども、まさに全面改正であると言つて差し支えないと思つております。

第一条に、この法律の目的とするとところが書かれておりますが、この中に、「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」とあります。少年は多少の障害になるような環境を切り抜けてこそ、そういう中を泳いでいく育つていくところ、健全な育成が期待されるのだという説もあり。ある意味での試験は必要なのだという意見があるわけですが、これについてはいかががお

考へてですか。

○鈴木(良)政府委員 少年の健全育成をどうするかという問題はなかなか難しい問題でございませうけれども、現実には起きております。実態は、青少年がいわゆるセックス産業等ではないとも簡単にそういうところで従業する、特に非常に若い女子、最近では高校生からある意味では中学生にまでおりてくるような形でございしますが、そういう女性まで含めて、非常に問題のある営業所で従業をする。しかも性に対する物の考え方が非常に変わってまいりまして、はっきり言ひましてそれほどの目的がない、例えば遊ぶ金が欲しいというようなことで簡単にそういうところで勤めるといふようなことも起きておるわけでございします。

そういうような大変行き過ぎた部分に對しましては、やはり何らかの措置をとり、営業者に対して厳正に遵守事項を守らせていく必要があるのではないかとこのことでもございまして、いわば非常に行き過ぎた部分につきまして必要最小限度の規制を加えよう、かように考えたものでございします。

○小川(省)委員 本風営法(の)一条の目的ですが、警察法第二条の警察の職務に四つの項目が挙げられておりますけれども、どこに属しているのかお伺いをします。

それと同時に、青少年の健全育成をうたっておりますが、総理府の青少年対策本部、各府県、市町村の青少年対策課との関係はどのようになってまいりますか。

○鈴木(良)政府委員 警察法のどこに当たるかというお話でございしますが、警察の職務は、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に當ることをもつてその職務とする」ということがあるわけでございまして、最初の方の「個人の生命、身体及び財産の保護」に任ずる問題もございしますし、それから後段の「その他公共の安全と秩序の維持に當ることをもつてその職務とする」ということにも当たらうと考へております。

昭和五十九年六月二十一日

○小川(省)委員 第二条一項の七に「マージャン屋、パチンコ屋が出てまいります。前々から思つていたのですが、さきやかな大衆娯楽であるマージャンやパチンコは、風俗営業法から外すべきだと思つていたのでありますが、これだけの大改正をやりながらこの法律の中にまた取り入れてしまったわけでありまして。なぜのぞきや個室マッサージなどとマージャン、パチンコの問題を同類に扱うのか、外して別個の法律になぜできなかったのか、お伺いをいたします。

○鈴木(良)政府委員 風俗法は本来善良の風俗あるいは清浄な風俗環境を守る、あるいは青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するという目的でできておるわけでございまして、そういう形でまいりますと、やはりマージャン屋、パチンコ屋、それは非常に健全に行われる場合には大衆国民に憩いと娯楽を与えるものでありますけれども、一たびそれが不健全な形になりますと問題があるというところで現在規制をされておるわけでございまして、現実にも射幸心をそそるおそれがあるという形で、問題も幾つか起きておることもあるわけでございします。そういうことで、やはり必要を規制をして、指導して健全化を図っていくことが必要であらう、こう考へておるわけでございします。

それから、ほかのいわゆるセックス産業となぜ一緒にしたのかということでもございしますが、現在の法律も、風俗関連営業という定義を置いておるわけでも、いわゆるトルコぶろ、興行場関係、モーター車関係、これについては規定をしておるわけでございまして、この関係は今度風俗関連営業というふうな定義をして、整理をして規定をしたというだけにすぎないわけでございまして、決して従来の立て方と変えておるものでも何でもありません。

ただ、我々の取り組みの姿勢は今度ははっきり変えておるわけでございまして、先ほどのように、マージャン屋、パチンコ屋等の遊技場につきましては、それは健全に行われれば国民に必要な憩いと娯楽を与えるというものでございしますから、これはできる限り業者の自主規制をもつてそれが健全に発展するように指導を主としてまいりたい、そういうふうな位置づけをしたい。

しかし一方、先ほどのような風俗関連営業というのには、健全化だとか育成というのにもちよつとなじまない営業でもございしますので、やはり必要な規制をして、もしそこに違反があれば厳正に對処するという形で臨んでいきたいということでも、法律で書いてあることは現行の法体系と同じでございしますけれども、物の考え方はきちつと整理をして書いたということでもございします。

○小川(省)委員 それから、第二条の三に「接待」の定義がございします。「歡樂的雰囲気を出し出す方法により客をもてなすことをいう」というふうに出す方法」とはどんな方法なのか伺いたいわけでありまして。先ほど白井議員の質問に對して保安部長の答弁では、同席をして歌を歌つて盛り上げるなどというふうな御答弁がございしましたけれども、一般の料理屋さんでも、古い仲居さん等はそばにはべつて一緒にビールを飲んだり歌を歌つたりするというのは通例でございしますけれども、そういうものかどうか変わるのか、お伺いをいたします。

○鈴木(良)政府委員 「接待」の定義は先生がおっしゃられたとおりでございまして、私どもは営業者側の積極的な行為を考へておるわけでございします。客とともに歌や踊りに興じたり、あるいは傍らにあつて密着した形でもてなすをする、あるいは継続して酒食の取り持ちをする、あるいは談笑の相手になる、こういうような行為を「接待」というふうに考へておるわけでございします。

だががやるかということとは、これは必ずしも法律上特別なものがあるわけではございしませんので、仮に今先生のお話のような仲居さんのそういう行為が今申しましたような行為に当たるとすれば、これはやはり「接待」にならざるを得ないということだと思ひます。

○小川(省)委員 今の保安部長の見解は違ふんじやないでしょうか。一般の料理屋さんなんかで仲居さんが一緒に歌を歌うなどというのはいっぱいあるわけですね。そうすると、全部の飲食料理店が風俗営業に該当してしまふことになる。ここには別な意味があるのではないですか。どうなんですか。

○鈴木(良)政府委員 これは私が申しましたようなことでもございまして、先生が御指摘の、例えば仲居さん等が、本来給仕行為をやるということでもおる。そこで酒食を運んだついでに酒なりビールなりを一杯ついでいくというような行為、あるいはちよつと世間話の相手になるといふような行為をすく「接待」だといふふうに我々はとらえているわけではないわけでございしますけれども、先ほど言ひましたように、すつとわきにはべつて、そして今言つたような形でてもなし、取り持ちをするということになりますと、これはやはり接待行為にならざるを得ないといふふうに考へておるわけでございします。

○小川(省)委員 その辺の見解はちよつと違ふようです。警察庁の考え方がかたいたのか、あるいはやわらか過ぎるのかどうかわかりませんが、その辺のところは十分に検討をして、ここで言う「歡樂的雰囲気を出し出す」接待といふものについてはもう少し検討することをひとつお願いをいたしておきます。

また、第二条の四の「浴場施設の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接する役務を提供する営業」というのがありますが、いわゆるトルコのことを指すのでしょうか、現在のトルコでは本番が通常になっております。「異性の客に接する役務を提供する業務」というのはこの本番を指すのかどうか。これは、売春防止法における売春を、今回の風俗営業法が届け出によつて公認をしていくことになるのではないかと、この意見もあるわけでありまして、これに對してはどのようにお答えになりますか。

また、役務の提供が本番を意味しないというのならば、現実を目をつぶられるのですか。

また、トルコは風俗関連営業となっており、なぜ風俗営業ではないのですか。

○鈴木(良)政府委員 お尋ねの点でございませうが、客に接する役務とは何かということでございます。これは、客の身辺に接します。または客の身体に触れる役務、いわゆるマッサージとか体を洗うとかというように意味しているわけでございます。売春まで含むというものでないというふうなことを意味してございませう。

そうして、もしそうだとすれば、なぜ売春に目をつぶるのか、こういうことでございませうが、私どもはトルコぶろで行われる売春というものに目をつぶるというよりは毛頭考えておりません。そこで売春行為があれば、当然厳正に取り締まっていこうというふうな考えでおるものでございませう。

それから、なぜ風俗営業にできなかったか、こういうお尋ねでございましたけれども、先ほどもちょっと申しましたように、私どもの法律の立て方は、風俗営業というのには許可営業として、そうしてそれはその業の健全化を図るということを持っていこうというふうな考え方をとおるわけでございます。

ところが風俗関連営業というのは、公に我々がそれを認めてその健全化を図るということにはなじまない営業というふうな考えでおるわけでございます。許可営業というのにはなじまないというふうな考えでございませう。そして、実態を把握するという意味で届け出でございませうが、届け出という形をとりまして必要な規制を行い、違反があれば厳正に対処していく、我々はこの形が臨んでいきたいというふうに思っておるわけでございます。

○小川(省)委員 若干苦しい御答弁ですが、保安部長、現在のトルコは大体本番をやっているのですよ。売春があれば手を出さなんだというふうに言っておりますが、どうもちょっと考え方がおか

しい、違うんじゃないですか。どうですか。

○鈴木(良)政府委員 今のトルコの実態を、すべてが売春をやっているというふうな認定をしていくというのはいささか難しいのではなからうか、こう思っております。世にいろいろ言われていることは私も承知をいたしておりますけれども、現在の段階では、我々がトルコに對しましてできることは、御存じのとおり地域規制ができることと、そこで売春等が行われれば行政処分を科し得るという行為ができるということになつておるわけでございます。

実はトルコぶろにおける売春を取り締まるのは大変難しい捜査技術、手法、時間がかかるということがございまして、もちろん懸命にやっておるわけでございますが、必ずしも徹底ができない状況にあるわけでございます。いずれにいたしましても、トルコぶろがイコール売春だということに決めつけるのは現時点ではいかがか、こういうふうな考えでございませう。

○小川(省)委員 まあいいでしょう。

また、この第二条の中にはないのですが、歌舞伎町以外にも、女性だけを旅館やホテルに派遣をするマッサージ業というのが今や雨後のタケノコのごとくできております。明らかにこれは売春であります。また、愛人バンクなりデートクラブなど、七百余の営業所があると聞いております。この法律でこれら女性派遣のマッサージ、愛人バンク、デートクラブ等を取り締まれないようでありませうが、これらはどのように扱っていくおつもりですか、営業の自由で放任をしておかれるわけですか。

○鈴木(良)政府委員 個室マッサージあるいはファッシュンマッサージとか、いろいろな名称で呼ばれております営業形態がございませうけれども、これは実は私どもは今度の法律の第二条第四項第五号の営業としてとらえて政令で定めていきたい、こういうふうな考えでおるものでございませう。

それから、マントルとか愛人バンクとかデート

クラブとかいろいろな形態のものがあるわけでございますが、その中には、先ほど言いましたように、名前とはかくとして個室マッサージに当たるものもあるだろうと思ひます。それからその他の営業に当たるものの中にはあるかと思ひます。ただ、純粋にデートクラブだとか愛人バンクだとかというのは営業の場所を必ずしも持つてやらないということでもございまして、これを営業ととらえるというのにはなかなか難しい。しかもやっている内容は、まさにこれこそ売春あるいは売春類似の行為というふうな考えられるわけでございます。これを営業としてとらえてやっていると、いうことにはなじまないものだというふうな考えでございまして、やはりこれは私どもはあらゆる能力を傾注して取り締まっていこうという以外にないのではないかと、いうふうな考えでございませう。

○小川(省)委員 政令でやっていくというくらいいいでしょうけれども、私は赤坂の宿舎に住んでおるのですが、宿舎のボックスの中には婦人を派遣するマッサージの広告など、小さなカードなどがよく入つておるわけでありませうから、こういう売春同様のマッサージ業などというのを取り締まっていかなければ困ると思つております。

それから、第四条の「許可の基準」ところにいろいろ欠格事項が列挙されております。

まず、交通違反等で有罪になつた場合なども含まれるわけですか。交通違反等の有罪も欠格事項に該当いたしますか。

○鈴木(良)政府委員 第四条の「許可の基準」の中の欠格事項の二の中で、「一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ」という規定がありまして、これは欠格事項になるわけでございます。ただ、通常の交通違反で一年以上の禁錮または懲役に処せられるということはまずなからう、これに処せられるというのは、いわゆる悪質な業務上過失致死傷に限られるというふうな考えでございませう。

そういうことで、今度の改正法案では、今申し

ましたように、「一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は」「その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者」は風俗営業の許可の欠格事項に該当するといふふうになるわけでございます。そういう場合には欠格事項に当たるといふことにならうと思ひます。

○小川(省)委員 第十六条に「広告及び宣伝の規制」という項目がございませう。「営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法」といふふうになっておりますが、これはいかなる方法を言うのでしょうか。また、憲法の表現の自由や営業の自由との点で問題はありませうか。

○鈴木(良)政府委員 「広告又は宣伝」でございませう。聴覚に訴えるか、あるいは視覚に訴えるかというのにならうと思ひます。したがって、看板、ポスター類あるいは音声によるものというものが入るというふうな考えでございませう。そうして、その程度でございませうが、これはあくまでもその周辺に及ぼす影響を考慮しておるわけでございます。それから、やはり通行人等へ到達するといふことがないといふかと思ひます。そういう意味で、広告の大きさとか宣伝の音量の大きさといたうものが、今申しましたように通行する一般の多くの人に見え、あるいは聞こえるということが条件になるであらう、こういうふうな考えでございませう。

それから、この内容として考えておりますのは、いわゆる善良の風俗等を害するものでございませう。で、メイドの女性のポスターであるとか、あるいはわいせつ行為を示すストリップ劇場のポスターであるとか、あるいは卑劣な掲示をした看板だとか、こういうようなものが当たると考えております。広告、宣伝というのには本来公然と行われるものでございまして、しかもだれでも目につく形、女性も子供も目につくというふうなものでございませう。

これは私もいろいろ調べてみますと、欧米の先進国ではほとんどこういう規制は行われておる

ということとございまして、やはりこの程度のもは社会生活上受忍すべき範囲ではないかというふうな考えておるわけでございまして。憲法のお話もございしたけれども、やはり憲法の公共の福祉による制限の範囲内として許容されるものではないかというふうな考えております。

ただ、もちろんこの規定の運用につきましましては、十分その趣旨を踏まえて、みだりに拡張することのないように慎重な運用に努めてまいりたい、かように考えております。

○小川(省)委員 第二十条の三、四、五に、公安委員会が遊技機の規格を定めたり、検定をやったり、指定試験機関を設けることまで書いてございまして。これらは従来は都道府県の公安委員会に任されておりました。これらは都道府県の公安委員会に任されておりました。これらは都道府県の公安委員会に任されておりました。これらは都道府県の公安委員会に任されておりました。

○鈴木(良)政府委員 遊技機の認定等は、お話しのとおり従来都道府県にゆだねられておりました。一つの県で認定を受けたものは、その一つの県だけで通用する、他の県ではまた認定を受けなければならない。その場合に、また、ともすると取り扱いが異なってしまうという面もございまして、この点が大変問題ではないかという御指摘を従来から受けていたわけでございまして。そういうことで、こういうふうな遊技機の基準を統一化いたしまして、そして遊技場の営業者の便宜のためにそういうふうな認定を行うことができるようにしたということとございまして。

○小川(省)委員 現在やっておりますのも大体サービス行為として行っておるわけでございまして、厳密な議論をいたしますと、それぞれ、例えばパチンコ屋に機械が導入される時に、それが通るか適さないかという判断が今の法律の趣意になつてしまふわけで、これをやりますと、もうどうにも動きがとれなくなるというところで、今度のものをつくったということとございまして。

ある意味では、これでメーカーの方も費用、事務量等も相当簡素化されるというふうな考えておるところとございまして。

○小川(省)委員 大臣なかなか来ないですね。千葉県の警察本部にNという偉い人がおります。遊技機の世界では評判の悪い方のほうであります。きのうの千葉のパチンコのワイパーの検査も恐らくこの人のさしがねだろうというふうな思っています。Nという頭文字を言えば思い当たると思いますが、もしも思い当たらないければ名前まで申し上げてもよろしいのですが、一応下げます。

業界も過当競争で、玉を競争で出したり、悪い面もあるわけですが、しかし警察には指導する責任もあるはずであります。しかし、このNさんは、業界の競争を見て見ぬふりをしながら、警察庁には報告をするが、業界の指導をしようとはしません。特に悪い業者を呼んで注意をすれば、この業界は一掃百戒ですぐ通る業界ですから、善良な業界にもしもししたいのならば、このNさんに對して十分注意をして指導をしてもらいたいと思っております。いかがですか。

○鈴木(良)政府委員 今のお話の關係は、私、具體的な事情をよく存じ上げませんので、よく調べまして、必要があれば指導をしてまいりたいと思っております。

○小川(省)委員 思い当たりませんか。Nという頭文字を思い当たりませんか。Nという頭文字を思い当たりませんか。Nという頭文字を思い当たりませんか。Nという頭文字を思い当たりませんか。

○鈴木(良)政府委員 私自身はちよつと今思い当たらないのでございまして。

○小川(省)委員 恐らく保安課長が何かで、「ナガイ」という人だと思いますが、十分に指導していただきたいと思います。

この法律は、青少年の健全な育成に資することを目的の一つとしておるわけでありますが、第二条第一項八号の営業では、国際的に有名な賭博機械であるスロットマシン、警察白書でもギャンブル機械だと言っておるわけですが、あるいは花札やさいころ、トランプ等の賭博機械を夜の十時まで少年に使用させることを認めております。青少年にこのような賭博機械を使用させては、広く国民に奔放な射幸心を蔓延させることとな

り、教育上も問題があると思ひます。むしろ、風俗営業法では少年の立ち入りを禁止すべきではないかと思つております。

また、テレビゲーム機については、健全なものと非健全なものとがございまして。健全なテレビゲーム機で営業するものは法の対象から除外をして、これからの新しいコンピューター文化の発展を阻害しないようにするべきではないかと思つております。

第二條第一項の五号及び六号においては、明るさ、あるいは広さ等を具体的に明示をしておりますが、テレビゲーム機にはなぜ具体的に明示をしていないのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○鈴木(良)政府委員 スロットマシン、テレビゲーム機等のその他の遊技施設等が、一定の場合には、ゲームセンターに設置される場合には、これが許可営業の対象になるわけでございまして。今お話しのスロットマシンと申しますのは、いろいろあるわけでございまして、スロットマシンはやはり使い方の問題だというふうな考えておるわけでございまして。と申しますのは、スロットマシンでゲームをして、そこからいきなり現金が出てくるとか、あるいはそれが商品とすぐ取りかえられるというふうなことになるという形になるわけでございまして。

外国ではそういう例も多いわけでございましてが、日本で今やっておりますスロットマシンというのは、それ自体は遊技機で遊ぶというところでございまして、そこで商品を出したり現金を出したりというふうなことをしておるものではないわけでございまして。そういうことで、そういうことになるおそれというのはあるわけでございまして。おそれというのはあるわけでございまして。おそれというのはあるわけでございまして。おそれというのはあるわけでございまして。

同様に、機械の中に非常に知的な能力を高めるというものもあることも私も承知しております。ただ、ゲーム機の名前あるいは中身、内容でゲーム機を健全なものとな健全なものに分けるというのは、これは大変難しい問題であらうというふうな考えております。それが現在行われておりますいろいろな実情を見ますと、例えばそういうふうな勝敗にかかわる、あるいは勝敗の結果が出てきて点数が表示されるというふうなものが結びついて、それが賭博というところで営業者が検査されるという例もかなりあるわけでございまして。そういうふうなこともございまして、ゲーム機の中身でこのゲーム機は健全なもの、このゲーム機は健全でないものという区別するというのは非常に難しい状況ではないかというふうに考へるものでございまして。

ただ、テレビゲーム機等が全くそういうふうなおそれのないものであるということであれば、これはまた違ふものであると思ひますけれども、今申しましたように、現状ではこういうふうなことになるわけでございまして。そして、テレビゲーム機というものは、これはまたソフトウェアをかえまして簡単にゲームの内容も変わって行くというところもございまして、今申しましたような形で分けていくということがかえつて脱法行為を助長する危険性があるというところで考へておるわけでございまして。

○小川(省)委員 技能や動き運動神経等を十分に利用してやるものと、そうでなくて全く偶然性に頼るものがあるわけで、そういう努力に頼るようなものは伸ばしていいとは思ひけれども、そうでないものはやはり取り締まっていかなければならぬというふうな思つております。おそれのあるスロットマシンなどは、当然、少年が十時までは立ち入れるというふうな状態をつくることはよくない、こう思つておりますから、さらに検討をお願いしたいと思つております。

大臣も参りましたが、この法律を一読してみますと、総理府令や国家公安委員会規則に委任するところがむやみやたらに出てまいります。調べたところによりますと、手続的なもので、政令、総理府令、国家公安委員会規則、条例、これが三十八

○三井政府委員 下位の法令に委任すればするほど具体的にたつてくるということであります。しかしながら、その委任の内容が基本のところでは法律でかちと枠がはまっているということでございますので、風俗営業及び風俗関連営業の大要はラエティーに富んだその実態に即するためには下位法令への委任ということもある程度やむを得

す。これはいわばパチンコ営業の恥部ではあります。この業界はこの恥部のゆえに存立があると言つても過言ではありません。なぜこのような恥部にまでも警察が手をつたひのき、甚だもつてわかりません。この第二十三条は全面削除をします。やるべきだと思います。削除を検討してくれませんか。こんなことを従来と同様に条例に委任をしておけばよいのではないかとと思いますが、いかがですか。

○鈴木(良)政府委員　今先生からお話がありましたように、この第二十三条に書いてあります内容のほとんどは条例で書いてあるものでございまして、これを、共通的な問題であるということด้วย

客に提供した賞品を買い取ることにほかに、他の者に買い取らせないことという条項も入っていたわけでございます。もし各府県で暴力団がこういうものに入力して、こういうものを利用して、これが規定されてないことを暴力団が介介入してばつするようになるおそれがあるならば、これはやはりそれぞれの県で条例で手当をしていかなければならないというふうに進退してまいりたいと考えております。

○小川(省)委員　ですから、そういう意味で私はこの点は府県の条例に任せておいてよろしいものものだと思っておりますが、長官、この点は検討していただけますか。

問題だと思っていますが、このようなことを正し
ていくにはどうしたいのではありませんか。
○太田政府委員　基本的にはやはり警察官として
廉潔を旨とする。それで国民に奉仕するという基
本的な姿勢を貫いていくという心構えと、それを
実行する態度ということが非常に必要だというこ
とでございます。
私自身も警察本部長を二つばかりやらせてもら
いましたけれども、ただいま先生からお話がござ
いましたような、そういうせんべつをいただいた
という記憶は全くございません。そういう事實は
ございません。

○小川(省)委員 私はもらったことがありますという答弁はできないからそうだと思いますが、私も県会議員当時、それから国会に出て一年ぐらいは警察署長が転勤になるときは五千円ぐらいいましたよ。こういうことを知って、国会に出て一年過ぎた以降は、現在ではせんべいもやっておりますよ。そういうのを下級警察官が知っておれば、ある程度悪いことも出てくると思はれますので、こういう手だてを、通達を出すというわけにもいかぬでしょうが、折に触れて何らかの是正されるような方法を講じていただくようにお願いいたしておきたいと思っております。

それから、先ほどパチンコ業界の話を申し上げましたが、パチンコ機械の製造会社の話をひとつ取り上げてみたいと思っております。

私の県、群馬県は、パチンコ機械の製造については日本一のところでございます。先日、郷土の新聞、上毛新聞に載ったのですが、本年の法人所得のランクでは平和工業というパチンコ機械の製造業者が第一位でございます。従業員は三百五十人、年商五百億、申告所得が実に百八十五億、二七％でございます。第二位が東京三洋電機という電機機械メーカー、年商二百六十八億、従業員一万人で、申告所得は百三十二億、第三位が地方銀行の群馬銀行です。預金現在高は二兆七千億で、従業員約四千、申告所得が百三十二億でございます。

このように、年商五百億でその二七％が申告所得なんでありますが、従業員一万人の二千六百八十二億の年商の会社よりも、預金二兆七千億を持つ銀行よりも申告所得が多いのです。製造原価が二万円から二万五千円の機械を七万五千円から十万円でパチンコ業者に売っているわけであります。

こういうパチンコ機械製造業者に対する指導の問題なんでありまして、大蔵省からおいでをいただいておりますので、こういうふうな点についてどのような指導をなされようとするのか、なされ

ておりますのか、お伺いをしたいと思います。

○津野説明員 パチンコの製造業者に対する指導ということでございますけれども、これの税務の面からの指導という点につきましては、当然法人税等については調査等をやっておりますし、それから物品税等については、そういう面におきまして物品税の把握漏れがないようにきちんと把握しているということでございます。

○小川(省)委員 パチンコ機械の規制がありますと、業界が損をして機械メーカーがもうかるという悪循環ですね。こういう点は、どこになるのかわかりませんが、ぜひひとつ心にとめておいていただいて、適切な指導をお願いしたいと思っております。

それから、第三十七条なんです、「立入検査等」を定めております。先ほど白井委員の方からも話がありましたけれども、店舗に立ち入って、帳簿、書類その他の物件の検査や、関係者に質問することができるようになっておりますが、現行法では、税務署でも令状をとって初めて帳簿や書類を見ることができるとなっております。警察官は令状もなしにいつでも帳簿を見ることが可能となるわけでありまして、これを拒否することができないとなると、これは随分の復活ではないかというふうな思っておりますが、憲法との関連はいかがなんでしょうか。

それから、質問に対して自己に不利益な事項の供述を強要されないということが憲法第三十八条にあります。不利益なことに付いて答えないということは当然許されると解してよろしいわけですか。

○鈴木(良)政府委員 立ち入りの規制は実は現在もあるわけでございます。当然のことながら風俗営業と深夜飲食店に現在もできていることになっております。今度は法律を整備いたしまして、風俗関連営業というものを設けましたので、そちらの関係にもできるという形にしたものでございまして、決して立ち入りの関係を改めてつくったものでも何でもありません。

そして、この立ち入りの規制につきましては、あくまでも公益上必要な限度にとどめるべきことを明らかにしておるわけでございます。また、個人のプライバシーを保護するために、客が在室している個室を除く旨の規定も明確に置いております。

また、犯罪捜査のために認められたものではないということも明言をしております。さらに、身分証明書の提示は、従来は請求があった場合に提示することになっておりましたけれども、今度は請求の有無にかかわらず提示をするという形でございまして、従来のものに、必要な配慮を加えて立ち入りという制度を続けていくということにしたものでございます。

今お話ししました税務の関係は、私も必ずしも詳しくございせんけれども、大体この立ち入りの規定というのはいろいろな形の立法例を参考にしてつくったものでございまして、今度の風俗法が格別に厳しいものというのではないかと考えております。むしろ私も、先ほど申しましたようなものもろの配慮を加えた、立ち入りとしては非常に画期的なものであるというふうに考えておるようなものでございます。

それから、自己に不利益なことを供述しないという問題でございますけれども、これも一応犯罪の問題に關してそういう判例があることは承知をしておりますけれども、立ち入りという行政的目的を達するためには、それは本来は認められないものだというふうに考えておるところでございします。

○小川(省)委員 質問に対して拒否をすることは、自己に不利益なことも認められないわけですか。

○鈴木(良)政府委員 その不利益な供述が自白になるといような場合には認められるというふうな思いますが、そうでない場合には、その拒否をするわけではないというふうに考えております。

○小川(省)委員 憲法に違反をしないようにやっていただきたいと思っております。

それから、許可の取り消しでございますが、先ほど申し上げたとおり、交通事故で刑罰が決まれば、執行猶予でも許可を取り消すことができるようですね。どんな前科でも前科がつくと営業がだめだということになれば、悪法きわまりと言えきだと思っております。

また、遊技機の認定なのでありますが、全国統一的に国家公安委員会が行うことになるようでありまして、業者は頭を絞って新しいおもしろい機械を考案いたします。統一した認定ではおもしろい機械は認められないだろうと思はれます。新製品が出てこなければ斜陽化することは明らかであります。大体一般の人は一万円か二万円も負けばやめてしまふわけでありまして、数万円を使ふなんていうのはほんの一握りの人でありまして、さきやかな庶民の楽しみに警察が介入をしてくるのは歓迎されるはずがありません。さきやかな楽しみまで奪おうとするのか。大体パチンコや遊技場やマージャンを、のぞきや個室マッサージと一本の法律で律しようとするところに問題があるのだと思はれますが、いかがですか。大臣、どうですか。

○鈴木(良)政府委員 先ほどもお話を申しましたように、許可営業というのは、健全に発達をさせるために私どもの方は罰則もできる限り行政処分にて切りかえる、そうしてその自主的なものを伸ばしていくというふうな形で考えておるものでございします。風俗関連営業は、先ほど申しましたように、許可を健全に発達させるというふうなものはないわけでございます。これはやはり必要な規制を行なうが、違反があれば厳正に対処するという形で臨むものだと思っております。

遊技機等の問題がございしたけれども、さきやかな楽しみを奪おうんというところは毛頭考えてないわけでございます。例えば二十条等いろいろな認定等の作業ができるようにするのは、先ほど申しましたように、機械が入る段階で初めていろいろなチェックをするというのではかえって

から、本当に第一線にまで警察庁の幹部の心が徹底するように、ただ強権的な指導ではなくして親心を持った温かい指導を徹底してやっていただくことを切望いたしまして、私の質問を終わります。

○大石委員長 井上一成君。

○井上(一)委員 大臣がお越しになりましたので、残念の質問について一、二、問いたたしていきたいと思います。

御承知のように、グリコ事件については、先ほど警察当局は、犯人対警察、そういう一つの犯罪だという位置づけから、既にこれは社会問題だという認識に立っていらつしやるわけです。大臣もそういう認識を持ってこの問題に取り組まれていると私は思いますが、その点はいかがなのか。

あるいは社会問題として認識をお持ちであるなら、もちろん一日も早く犯人の逮捕というのは第一でございますが、しかし、先ほども申し上げたのですけれども、三カ月を過ぎて、あらゆる挑発を受けながらまだ犯人逮捕に至らないという残念な現実がある。

そういう中で、連鎖的な類似犯罪も予防していく、いわゆる防犯的な見地からも、さらにこの際政府全体として抑止対策を講じていくべきである。自治大臣は警察当局の最高責任者であると同時に内政における最高の責任を持っていらつしやるわけですから、私は内閣の一員として特に田川自治大臣に大いなる期待を持っているわけでございます。政府は抑止対策を速やかに講じて、内閣が社会不安をなくするための取り組みを表明すべきではないか、取り組むべきではないか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○田川國務大臣 最初の御質問のグリコ事件に対する考え方は、前に警察当局が述べられたようでございますけれども、私も、大きな社会問題でもあり、社会の敵である、このようなことをこのまあいっつもでも続けさせていくことは絶対いかぬという強い気持ちを持っているわけでございます。そして、こういう問題を再び起こさせない、今

後も起こさせないというようなことをどうやってやるか、なかなか難しい問題ですけれども、犯人を何とかして早く捕まえること、これが第一番である。よく言われておりますように、検挙にまさる防犯なし。ですから、とにかく私は警察当局にも毎日のように早く何とかして捕まえられないかというのを言っているわけでございます。第一線の者も懸命にやっております。私は必ず御期待にこたえられるような時期が来る、こういうふうに確信を抱いているわけでございます。

今先生から言われました今後の対策を政府内部でやっていけないかという御意見でございますが、私は、まず第一番に犯人検挙に全力を挙げるといことが一つ。それから、今御指摘になりましたような御提言も有力な御意見であると私は思っておりますので、政府の内部におきましてこういう問題を検討していくべきではないかと考えております。とにかく複雑な問題でございますので、十分慎重に対処をしていきたい、このように思っております。

○井上(一)委員 いろいろ対応策があろうと思うのですが、労働省なり通産省なり厚生省なり農水省なり、この問題はいろいろな意味で波及的な問題としていろいろ関連してくる問題なんです。そういう意味では政府として統一した対応策が必要である。そういう対策委員会を即座に設けて、犯人逮捕のきつかけを一日も早くつかんでいく、そのことが犯人逮捕につながっていく、こういうふうに思うのです。

そういうことを政府内部で自治大臣が率先して御提言をいただけるかどうか、そのこともお考えを聞かしていただきたい、こういうふうに思います。

○田川國務大臣 犯人の逮捕については、せっかくの御意見でございますけれども、政府内部にいろいろな委員会をつくって協議することが果たして早期の検挙につながるかどうかというのは、せっかくのお言葉ですけれども、いかがなものかと思うのです。早期検挙というのはやはり警察が

全力を挙げてやる。そして国民の皆さんに御協力をいただくながら、政府の内部よりもむしろ国民の皆さんの御協力が一番大切だと思うのです。政府の内部で検討するというのが大変貴重な御意見だと申し上げましたのは、こういう問題をどうやって防いでいくか、あるいは実際の被害者の問題であるとか薬物の問題であるとかということについては、井上さんのおっしゃったようなことも一つの有力な意見として考えていかなければならぬのではないかとこのことを私は申し上げたので、犯人を捕まえるということは国民と警察とが一体となってやっていく。私は必ず捕まえることができるというふうに思っております。

○井上(一)委員 時間がたつておりますが、大臣、捜査協力というのは警察からの働きかけがある。しかし、行政協力というのは政府内部でやっていかなければいけないのです。一体だれが首頭をとるのだ。通産、厚生、農水、ばらばらじゃだめなんです。今言われたように、国民の協力だとか、内部の協力態勢はどうなんだ、各省庁がばらばらじゃだめなんです。だれがそれをまとめていくか。その力が結果的に犯人の逮捕に結びつく、私はこういうふうに言っているのです。

だから、そういうことをあなたのごで発議をし、どこでそういう問題に取り組み決意を示されるのか。政府としては、今社会問題をおさめていくことが一番大事なんです。そういうことを考えれば、そういう対応を速やかにすべきではないでしょうかと申しているのです。いかがですか。

○田川國務大臣 井上さんがおっしゃっているのは、恐らく国民に対する一つの心理的な、と言ってはちよつと言葉が行き過ぎかもしれませんが、私も、安心感を手えんということだと思ふのです。そういうことであれば、現に、実際はそういうことをやっているのです。ですから、一つの形をつくるというよりも、今おっしゃったようなことは、それぞれの各省との連絡をしつつやっていると申すことを私どもはここでばっちり申し上げて

おきます。

○井上(一)委員 中曽根総理は、このことについてあなただから報告をして、このことに関心を示されましたか。

○田川國務大臣 こういうような話は合間合間に、中曽根総理ばかりでなく、私も個人的にも、こういう問題は一刻も早く片づけていかなければならぬということをお互いに話し合っております。

○井上(一)委員 内閣として、改めて政府は全力でこの問題に取り組むという決意の表明が当然必要である。閣議であなたから発言をなさるとか、あるいはいろいろな意味での場をとらえて、ぜひこの問題に取り組む政府の姿勢を示すべきである。いかがですか。

○田川國務大臣 井上さんがこうした一連の問題について非常な熱意を持って御発言をされていらつしやることは非常にうれしく思っております。警察に對する大きな激励だと思ひます。しかし、やはりひとつ警察当局を信じていたきたい。そして、犯人を逮捕することは警察の全責任である、こういう考えで私たちは臨んでおります。

先ほど来しばしば申し上げましたように、問題によりましては各省と協議しなければならぬ問題も幾つかございますが、そういう問題は現にやりつつある。そして、犯人逮捕については警察を信頼してもらいたい。これは今後ひとつ一層力を注いでやってまいります。

○井上(一)委員 最後に、もう一点大臣にお聞きをしたいと思うのですが、私は、好まれないことだけれども、あつてはいいけないことだけれども、万が一またこのような類似した状態が起こり得ないという保証もないし、そういうことは社会の秩序を根源から破壊していく、経済の流通機構をそれこそめちゃくちゃにしていく、そのためにいわゆる被害を受ける関連の人たち、企業も含めて、その人たちに對する救済の行政というものはやはり必要なのではないかと。そういうことはやはり手だてをしていかなければいけない。その手だてが

犯罪の抑止力になる、私はそう思っているのです。通り魔の犯罪被害者救済の法律ができたというの、まさにそういう発想からあの法律がつくられたものであって、社会に生きていく、そういう状況でいつも安心ができるというのは、やはりいろいろな手だて、それが政治だと思ふんです。私は、あえてここで、今どんな法律をつくりたいとか、あるいはどういふことをやりなさいというものを具体的に申し上げるわけじゃない。今申し上げたように、もし万が一こういう問題があったときに、好まないことだけれども、関連する被害を受けるその人たちに救済の手だてを検討すべきではないか。そのことがやはり政治であり、そのことが社会問題であるという認識に立つべきだと思ふんです。

担当の通産や労働で聞いて、今の法律の中でそれを当てはめていこうとするが、それはできる部分もあればできない部分もある。まあ私の意見は差し控えますが、ひとつ私の今の質問に對して、大臣から率直な御意見を聞かしていただきたい。

○田川國壽大臣 井上さんがこうした被害者に対する救済措置、こういうことを真剣にお考えになつていらつしやる、また案をお持ちであるということでございますれば、また後ほどお聞きすることにしたしまして、大変敬意を表することでございます。

ただ、今度のような問題、例えばグリコという会社の問題、そういうものに対する一つの救済措置といたうことになりまふと、従来あります通り魔犯罪の被害者に対する救済金の問題とは多少違ふことございまして、いろいろ複雑な問題がございまして、せつかくの御提言でございまして、私も、今おっしゃられたようなことを一つの御意見として十分検討させていただきますと思ひます。

○井上(二)委員 一日も早い犯人の逮捕を私たちは国民の皆さんとともに待ち望んで、警察の、この犯人に対する取り組みの強化ということに強い

期待を持っているということを申し上げて、私の質問を終えます。

○大石委員長 安田修三君。

○安田委員 私は、今度の風俗営業法の改正案は、やはりいろいろな意味で法体系の上では重要な改正といふことになるのではないかと思います。特に、風俗営業でありまふから、風俗といふのは時代の變遷によつて變つてまいりますし、そういう点では、絶えずこういう立法府の場でそういう時代變遷に應じた議論をし、そして立法化されるというところは必要でありまふしう。

ところが今度の場合に、風俗営業の範圍そのものは、従来から比べれば関連營業等の拡大といふ点にとどまつておりますが、この取り締まり規制、特に規制よりもその手続關係等については従前と抜本的に變つてしまつた。そういう点で、これは法そのものの持つ中身といふのががらりと變つてしまつたといふところに、大いに議論をし、關係者の意見もよく聞き、そして戦後、民主警察制度になつて民衆と警察の信頼關係といふものが築かれてきた、その上に立つて、犯罪の予防なりあるいは犯罪の解決といふことをこれらの新しい時代に向けていくときには、こういう風俗営業の場合にどうあるべきかといふことを議論して、法改正に臨むべきではなかつたかと思ふわけである。

そういう点で、今度の風俗營業等取締法改正の場合に、皆さん警察当局の中に何か焦りがあるのじやないだろうか。今の社會情勢の中で、例えば非行少年がふえてくるといふ、あるいは低年齢層にだんだんそういう非行化がふえていくとか、あるいは場合によつたら婦人層にもだんだん広がるとか、こういうことに対して何かしなければならぬという気持ちにはみんな持つておると思ふのです。ですから皆さんが、風俗營業法の改正という問題が出たときに、案外すんなり、いろいろな利害關係者にはがたがたあつたけれども、案外、そつうだなあといふ気持ちをお互いに持つた人も多かつたのじやないだろうかと思ひます。

だが、實際法案が出されて見てまいりますと、これは重大だといふことが非常にたくさん出てきた。特にそういう中に、本来この種のものは、本當に警察と民衆との間に密着感、信頼感があれば余り事件が出ないし、事件が出た場合も解決が容易になるといふことが多いにもかかわらず、そういう点では何かその間に懷疑の考えがあるのじやなかつたか、そういう感情があるのじやないかと、これを私は大変心配いたします。

社會情勢が大変複雑多岐にわたるときに、第一線で働く行政警察や司法警察の両任務を持つてやつておられる方々には、御苦労を多としなければなりません。しかしながら、先ほど井上委員からも質問がありましたグリコ事件、きょうの日報の某大手紙の中の「ちよつとひとこと」という中にも、三十歳の主婦の方でしようか、最後に、早くグリコ事件を警察は解決してもらいたいという投書が出ておりますが、そういう点では皆さんも万全を期しておられると思ふので、素人筋からとかやく言つたものもおこがましいが、これは週刊誌とか推理とかいふことで私たちが見ておるだけでありまふが、ただ、それが見ても、通報も遅かつたといふこともあるけれども、初動捜査において手落ちはなかつたか、あるいはまた、捜査の基本に欠陥がなかつたか、そんなやうなことに對して、それぞれ世間では非常にわいわいがややお互いに議論が助長されているわけである。

そういう点では、皆さんも針のむしろに座つていふやうな感じがするかも知れませんが、あつてもし率直にそういう点で見直すべきものがあつて、新たな捜査体制をしくならしむといふ毅然とした態度も必要であらうと思ひます。広域犯罪だとはいいながら、人口密集地とはいひながら、極めて範圍の狭いところで起きている事件であります。

ましてや、最近、秋田の免許証偽造事件は大きな衝撃を与えました。内部監察が緩んでいるのではないか。あるいはまた、再三以前にも起きてまゐりました大阪とか兵庫とかいいますと、何か警

察と暴力団が癒着しているやうな印象さえ世間に与えて非常に残念だと思ふのでありますけれども、そういう点が第一線警察官の士氣に影響しては困るということを私たちも大変憂へるのであります。

つい今月の新聞にも、また兵庫の事件、岐阜の事件が出ております。十六日には、某大手紙から報道されましたように、兵庫県警の竜野署長、この方が姫路市の下水道管理センター技師松尾さんとの、いわゆる汚職事件で逮捕された人とのかけマージャン事件、あるいはまた、十九日の某大手紙に報道されましたように、岐阜県古川署の方が、これまた井田建設販売会社社長西尾という十億円詐欺の方と岐阜の有名な柳ヶ瀬の豪遊、競輪、競馬、釣りにふけておつたといふことで、二名退職、ほかに三名が訓戒を受けた。あるいはその中に、一部報道に是正しなければならぬものもあるかも知れませんが、私は報道だけで言つておるのですから。だが、書かれてきたその経緯については私は紛らうこととはなかつたと思ひます。

こうしたことが起きていることは、そこに民衆と警察の間に何か疎外感、不信感といふものが醸成されていく。こうしたことが起きること自身が、私は今、戦後警察にとつて一つの試練期だと思ひます。民主警察が育つて三十数年のうち、今の制度に變つて三十年。一つの過渡期であり試練期である。いわゆる今の警察の中に、變化する社會情勢に慣熟し得ない一つの流れがあるのじやないか。

これはかつて十数年前に、當時の後藤田長官、今の大臣が長官時代に、二十年前後の警察で育つた人は地方自治その他でやはり一定の水を吸つてきておるが、それから分については私も心配しておるという當時の長官答弁がありまふが、そういう点では、一般行政になじむといふ方が、人事交流されていても非常に少ないんじゃないかといふ点もあるわけでありまふけれども、そういう点で、社會情勢に慣熟しない、あるいは民衆との接点が少ないとか、あるいは実質的な信頼關係をつ

くることについてどうも余り堪能でない。ですから、警察に事件の關係で何か通報しても、逆に通報した者は何か犯罪者のような感じで見られるのじやないかということがあって、なかなか通報しがたいとかという不信感、いろいろなものが出積してある。

これを越えなければならぬ重大な時期、そういうときに、今の風営法が何か、先ほどの小川委員もおっしゃったように、警察権力だけが肥大するような感じを与えているということは私は極めて遺憾だと思ふのです。

そこで、まず最初に私は長官に、こうした一連の警察の不祥事、私たちは余り国会の場でこういふことを大きく言いたくないが、これだけ立て続けに毎月毎月出てくるという今日の状態に對して、皆さん方はどのように対処をし、またこれからどのようにこれをきつちりしていかれようとするか。警察官もまたそれぞれ人の子であります。決して私たちも一つや二つのことで目くじらを立てたりあるいはどうの言いたくはない。だが、これだけ出てくると一体どうなのかということ。長官の答弁を承りたいと思ひます。

○三井政府委員 警察官の不祥事が続いております。まことに申しわけないと考えておるところでございます。

それぞれの県におきまして、警察における規律は警察としての組織体の生命とも言うべきものであります。一生懸命その維持強化といひます。日々そのために努力をしておる、こういう現状でございますが、なおかつこういうようなことが起こっておりますので、さらに各県では、それぞれの事案の原因等を究明いたしまして、それぞれの原因にふさわしい対策を各論として、これは同時にまた、基本的な問題として、これは警察官のバックボーンであるべき問題であります。この点については日々の勤務、とりわけ職場における勤務を通じて職責の自覚を促していくというように努めておるわけでございます。なおかつそれでも出てくる事案につきまして

は、償責必罰ということで適切に処分していく、こういう姿勢で臨んでおりますので、ただいままで出た問題についてはまことに申しわけないわけでございますけれども、これからは、速やかにこういう事案を根絶いたしまして国民の信頼を回復してまいりたい。

そういう意味におきましても、御指摘もございましたが、警察がそのような内部規律を厳正にするのは公共の秩序維持というこの任務を遂行するためでございますので、当面一番差し迫つておるグリコの事件、これの解決を初め、当面の重要問題に力いっぱい取り組んでまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○安田委員 田川公安委員長に同様お伺いするわけであります。

委員長も、この種の事件等があつて大阪にも足を運ばれたとも聞いておるわけでありますが、いずれにしましても、公安委員会自身の立場で、警察内部のその種の教養を高めたり、あるいはまた、これはもうその仕事に任務ですから、ほかだったから何でもないことでもこれは厳正にしなければならぬというわけで、これは記憶にも新しいように、現職警察官が東京で女子大生を殺したというああいう事件があつて一遍に信頼を失墜した。まあ何とか信頼が高まると、またこういう事件が起きる。こうしますと、こういう風俗關係がこうなつても、取り締まる当局がそれじゃ、一体何を言つておるのだ。これじゃ逆、逆となるわけですね。

私は、公安委員長にも、長官から答弁をいただきました。公安委員長としての所見をぜひお伺いしたいと思ひます。

○田川國務大臣 犯罪を取り締まるべき者が犯罪を犯す、これはど恥ずかしいことではありません。今長官が述べられた一語に尽きるわけでございまして、公安委員会といたしまして、こういう問題をできるだけ起こさないように、これはもう警察官二十数万人から外国の警察よりもずっと規律がいいと幾ら言つても、一人でもこういう犯罪者を警察官の中から出してはいけない、こういうふう

に思つておるわけでございまして、このために一体どういふことをしたらいいか、いろいろ管理の問題、そういうものは警察自身で考えております。私も公安委員会といたしまして、こういう問題を二度と起こさないように今後も努力していくつもりでございます。

先ほど安田さんから、国民の信頼を得るということでございますが、警察は悪いやつを取り締まつていくというやうなことが一番大きな仕事でございまして、とにかく凶悪犯人を検挙する、こうして信頼にこたえようというところで一生懸命やつておるわけでございまして、警察官の九九・九％は日夜一生懸命努力しております。昨日も殉職をした警察官がございましたが、ああいう問題はやつて当たり前で、ふらちなことを起こす者が一人でもあればこうして指導を受ける、そういう立場にあるものでございまして、今後もひとつ一生懸命精進を続けるように努力をしてみたいと思ひます。

○安田委員 特にならぬ風俗營業關係は、現職警察官といへども、どちらかというと誘惑に駆られやすい一つの世界に飛び込む仕事であります。そのために、間々、世にいろいろなことが実はその中へ介在し、不信感も出ております。後ほどまた触れることにいたしますが、そういう点では、委員長それから長官の方では、これは警察官も人の子でありますから、人間的な中にひとつ問題がきつちり厳正になるように、内部の指導、監査を強めていたいただきたいと思ひます。

そこで、風俗營業法の關係で、今度の法改正の目的は、少年非行がふえ続ておるので良好な風俗環境を保持したい、午前中からの答弁の中にも出ております。しかし、少年非行防止のために風営法の全面改正を行うというのには、風営法本来の目的と違つてくるのじやないか。また、少年非行防止というのには、教育や家庭を中心にした青少年対策で、こういうものと実は本来はなじまないのじやないか。風営法は、今日まで再三改正されてきた中で、当初の法ができたときの法の趣旨か

らだんだん拡大されて、そして社会がだんだんこういう風俗營業の關係が盛んになってくると同時に、少年の非行を防ぐ、あるいは環境浄化ということだんだんそういう目的が入つてまいりました。

しかし、本来的には即風俗營業と少年の非行を結びつけるのは困難なのではないか。これは全然そうじやないとは言ひません。だが、困難なのじやないか。先ほどの部長さんの答弁を聞いておりますと、即結びつくやうな感じが出るわけですが、その点、直ちにそれは結びつくものじやないしじやなかろうかと私は思ふのですが、どうでしょう。

○鈴木(良)政府委員 おっしゃるとおり、少年問題というのは家庭の問題であり学校の問題であり社会の問題であると思ひます。そういうもうまろの施策が整合性を持つて行われなければ本當の対策にはならないということは、私も十分承知をしておるところでございます。

ただ、何と申しましたも、先ほど申しましたように大変行き過ぎた社会環境がありまして、それが少年の非行の増加の一因になっておることも間違いない事実でございまして、私どもは風俗に對する責任、社会のそういう環境に對する責任を負つておるわけでございまして、そういう面から責めを果たしていく必要があると考へて、必要最小限度の対策を立てていこう、こういうふう考へて法改正を提出したという経過になっておるわけでございまして。

○安田委員 今度の場合、風俗營業そのものの必要最小限度の規制について、限界についていろいろ問題があるのですが、その点については私も否定はしないのです。ただ、少年問題をぐんと前面に出してきておられる。これが何か踏み台になつておるやうな感じがします。

そこで、では風俗環境というのは少年非行の背景としてはないかという、ある。だが、直接結びつくかどうかということについては、例えば皆さんの警察白書の中でも、少年非行の刑法犯が

ふえておるけれども、例えば凶悪犯の中で性的犯罪の主である強姦関係は減つておるわけですね。凶悪犯はもちろんふえておりますが、今言つたように性的関係では減つておる。粗暴犯とか窃盗犯がふえておる。いわゆる好奇心型非行といひましようか、そういうシンナー、覚せい剤関係の犯罪、女子の性非行もちよつとふえております。しかし、全体で一九九%の犯罪増加の中で、例えば今言つた女子の性非行の増加は五・三%で、一つもふえなければいいので、減れば一番いいのですが、社会的趨勢の中ではそんなにふえてないという事実が皆さん自身の中から出ておるわけです。そうしますと、今の法改正の中に少年問題が何

かもうにしきの御旗のようになって、踏み台になつて出てくるというのはお門違いじゃないだろうかと思ひますが、どうでございませう。○鈴木良政府委員 少年非行の態様にはいろいろございませう。おっしゃられるとおり、窃盗関係もあれば暴力型の非行もあれば、あるいは好奇心型の非行もあれば、いろいろなものがあると思ひます。それはそれぞれの対策を進めておるわけでございませう。ただ、これはやはり家庭なり学校なりと協力しながら進めていくべきものでございまして、法改正をしてどうしようというものにつながらるものではないわけでございませう。

先ほど申しましたように、少年非行の中で、なるほどその一部かもしれないけれども、性非行は依然としてふえており、しかも一つ問題は、少年非行がふえておるだけじゃなくて、逆に、大人が子供を食い物にする犯罪、福祉を害する犯罪、こう言つておられますけれども、これが実は大変ふえておる。これが少年をむしばんでおるといふことも事実でございませう。これは実は戦後最悪の記録を現在三年続けておるといふことでございまして、両々相まって、やはり手の打てるものは打つていこう、こういうことで改正を検討したということにございませう。

○安田委員 今部長がおっしゃったように、いわゆる福祉犯といひますか、そういう少年あるいは少女を食い物にしてというのはふえておる。そうしますと、いわゆる少年非行というのが前面に出されてくる感じというのはそもそも間違ひ——間違ひとは断定しなくてもやはりちよつと違つてくる。そうしますと、法の規制の仕方におのずと限界が——今の部長さんの答弁がそのとおりであるならば違つてくるんじゃないか、私はこう思ひわけです。

国会論議の中でもこの種のことは法改正のたびにずつと議論されておるわけでありませうが、例えば日弁連で、本年の五月二十六日に少年法改正反対の決議というものが採択された。ただ決議という名前ですが、中身はいわゆる少年法改正反対の決議です。これで非常に興味あることを実は提案理由の中に見出すわけでありませう。この中の三項目に「他方、警察は、その大きな組織力を背景に、非行の捜査、防犯活動、輔導等を通じて家庭、学校、地域社会に影響力を増大させ、実質的な指導力を強めようとしている。こうした中で、違法取締、誤認逮捕など警察官による少年の人権侵害がしばしば引き起されておる。われわれは、少年警察の果たすべき役割に対しては正当な評価を惜しまないものであるが、少年問題は何よりもまず教育・福祉の問題であり、こう述べておるわけでありませう。

この日弁連というのは、人権擁護や、あるいはまた私法の関係では法の執行に携わつておる。これはまさに立法府とは両輪の関係でやらなければならぬ。この日弁連の提起というのは貴重な提言として傾聴しなければならぬと思ひます。さういふ点から、少年の人権侵害がしばしば引き起されておる。この団体が言ふのじやなくて、日弁連の方でどういふように提起されておるといふことは、これはやはり重視していかなければならぬと思ひます。

そこで、実際そういう場面は私たち自身も今まで見たり聞いたりしております。しかし、私も、さつき言つたように警察官も人の子だ、たまにはここにあらうように誤認もあらう、行き過ぎた言ひ方もあるう、また相手の態度によつて、同じ人間同士だからエスカレーションすることもあるうと思ふこともあるが、こういうぐあいに提起されてきますと、これは非常に重大です。

まして、少年非行問題は、こういう行政警察の中の少年警察で皆さんの手にはあるけれども、本来は皆さんの手で解決すべきものではなくして、皆さんは事件が起きた場合あるいは予防という観点であつて、これは本来は総理府の方でやるべき問題であります。そういう点では、ここでこの解決を議論するということとはなじまぬわけでありませう。

しかし、家庭の健全化とか学校教育の充実とか、地域的連帯の回復あるいは社会構造の正常化、こうした社会の教育力を強めていくということが必要で、そこにプラス少年警察の適切な運用、これは部分的補完ではないかと思ふのです。こうして初めて少年の非行化、あるいはまた先ほど言つたような少年少女を食い物にする犯罪というものはなくなつてくる、こう思ふのであります。

私は、そういう点から、もう少しこの風営法の改正についての意味合いというものを限定される必要があるのではないかと思ひますが、行政効果等の関係からは皆さんは一体どこに焦点があるのだろうか。例えば少年のそういう非行化をふやさないために、今度「目的」が新たにうたつてきたのですが、やるのか。あるいは、今言つたように風俗営業そのものをすばり規制しよう、そのことが社会の環境浄化になる、即少年非行その他にもつながつていくということか、一体皆さんの方ではどこに重点があるのか、お聞きしたいと思ひます。

○鈴木良政府委員 日弁連から少年の事件についていろいろ言われておることは承知しております。ただ、一つ一つのケースにつきましても、私も懸命に適正化を図つて努力をしておるところでございまして、日弁連で言われているものと私どもの意見はかなりの部分で食い違つておるといふところがあるわけにございませう。

それはさておきまして、今お話しした一体どこに焦点があるのかということにございませうけれども、「目的」で私どもがうたつておることに、「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」ということに主眼がございませう。したがって、実際に大人が子供を食い物にする関係をも一つは十分やつていかなければいけないというところでございまして、そういう意味で、そういう問題の営業所に少年を立ち入らせたりあるいは少年に従事させたりしてはならないということを営業業者、大人に義務づけておるといふことを主体にして、いわば少年に対しましてはそういう有害な環境から隔離をして悪い影響が及ばないようにしていこうということとを第一のねらいにしておるところでございませう。

○安田委員 まあさういふ言つて、風営法本来からのということになれば、賭博それから売春、それが犯罪の温床として、今の場合もそれが本来重点で、そこに今言われる少年が従事したりあるいは近寄らないように隔離する。

私は、隔離ということについてはいろいろ問題があるうと思ふのです。何でも隔離してしまつと、やはりそこには免役性が出なくなる。隔離して見えないところはなお見たがる。よく青少年保護条例等で全国的に議論になつたときにも、この都道府県でも議論があつたはずで。

小さいときは、よその庭へ行つてカキをとつたり泥棒と言つて追われたり、だが昔は、さうであつてもそれは決して泥棒をしたとか窃盗をしたとかという行為にもならなかつたし、それで遊びの中から一つ社会道徳あるいは道徳規範も酌み取つてきた。最近では、その種の遊びもなければ何もない。逆に、学歴社会、受験地獄と言われるように、閉鎖社会の中に閉じこもるような傾向にある。

それだけに、一たん目新しい社会に飛び込めば一遍に染まるという傾向があるといふことは、また否定できない事実である。それが余りにも刺激が大き過ぎる。そういう点では、私たちは、その種の隔離政策ということについて、一体いいのかどうか。この

点は、学校教育やあるいは家庭教育やあるいは社会の力でその善悪を教えていくということのシステムも、また青少年対策という行政の面から当然考えられる必要があるのではないか。そこに少年警察が一部入り込むということはあってもいいが、今度の場合全面的に入り込むような仕組みになってきておるのではないかと。そういう点で、私はこれはちよつといわゆる今の警察の消極目的からすれば範囲の逸脱でないだろうかという点を感じざるを得ないのでありますが、部長はどういう見解ですか。

○鈴木(農政府委員) 隔離という言葉は必ずしも適当でないかもしれません。ただ、私が申し上げたいのは、やはり青少年には有害な環境がありまして、どうしてもこれ以上は子供たちとそういう環境を切り離しておく必要があるというところが必ずあるというふうな考えでおるわけでございませう。これは欧米先進国におきましても、子供はそういうふうな有害な環境から切り離すという政策はどこでもとっておるというふうな私どもは考えておるわけでございまして、そういう意味で必要最小限度そういうふうな問題のところから切り離すということはやるべきであらう、こう考えておるわけでございませう。

したがって、例えば遊技場、ゲームセンター等にいたしまして、私どもは何か全部だめだと言っているのではございませんで、風俗関連営業につきましては完全に隔離をしようというところではございませうけれども、例えば今申しましたゲームセンター等、あるいは今度ダンス教授所等につきましても、今までは十八歳未満は全く立ち入りができないということではございませうけれども、問題のない常業所には立ち入りをできるようにしようということにもいたしませんし、ゲームセンターも午後十時まではいいではないかというふうな考え方をとっておるわけでございまして、やはりそれぞれの業種に応じて、これはどうしても絶対にまずいだろう、これはある程度のものはいいだろうということがそこで仕分けされ

なければならぬというふうな考えておるわけでございませう。

したがって、今私どもの考えております内容は、今の社会実態から見ても妥当なものではないかと。そういうふうな考えておるところでございませう。

○安田委員 今部長の答弁で出しましたので、私、後にとつたのを先に少し出します。

そこら辺の立て方が、皆さんの一貫性が今度の場合に何かちよつと筋が違っているような感じが私はするわけで。

例えば風俗関連営業の届け出制の問題が出ましたが、私はむしろ本来、そういう青少年少女を食物にするというセックス産業等があるなら、しかもそれはほとんど管理売春だ、その最たるものが先ほども議論されてたようにトルコぶろであらう。だが、それはトルコぶろ全部かというところではない。住民の力とかいろいろなのがあればで

きないところもある。

私の県では、御存じのようにトルコぶろは一軒もございませう。条例で全部規制しました。隣の両県へ行きますといつぱいあります。うちの県から何十億も運び込んでおるのじゃないか、富山の警察は取り締まりが厳しいぞと、いつも県議会で議論がありました。だが、この間も本部長は、ちよつとほかでお会いしておたら言っておったのですが、それはその県民性もある、土地柄もある、だからといって、じゃあうちの県の人間が好きでないのである、それはいろいろな住民のパワーで、例えばパチンコ屋、それからモーターがきましました。そういう点で、やはりそういうものが地域のいろいろな実情に応じてきていくという、こういうことが実は必要であらうと私は思うわけで。

そこで、これもまた日弁連の文書を引用して恐縮でありますけれども、トルコぶろについては全面禁止しろ、日弁連から実はこういう提言がなされております。五十一年、五十五年、五十八年、三

回にわたって提言されておる。日弁連は弁護士さんの集まりだから、おかしいところだからということで実はうつつやるわけにはいきません。

ここには理由として、管理売春の温床じやないか、現行法の場合、売春防止法の十二条、十三条を活用して取り締まることもできるし、あるいは売春業者及び資金、建物等の提供者を取り締まることによって実効の確保もできるのではないかと。いうことも要望されておりますが、先ほどからおつ

しゃつたように、皆さんが、風俗営業としてそういうセックス産業が今非常に好ましくない、犯罪の温床になっておるというふうに見られるのなら、トルコぶろは公衆浴場法を改正してすばり禁止していいんじゃないか。

実は、新宿区等が風営法の改正の陳情に見えておられますが、その中に、個室モード、個室マッサージ、こういうものがあつて、いわゆる個室で異性のサービスをやる業務があつておるという本気でやるのなら、法律によってそういうものもすばり禁止しようと思えばできると私は思う。なぜか。そういう個室で異性のサービスということになれば、これはただごとではないのですから、営業としてやっている以上は。

そういう点では、皆さんがすばりやるのなら、風俗関連営業ということでそこら辺を、何かふらりふらりクラゲのように放してあつて、捕らまえるでもなし捕らまえないでもなしということではな

くして、すばり禁止だ。こうして、本来の健全な社会の娯楽その他皆さんが当然それは助長すべきであると思つておられるものとの区別を厳密にやつてよかつたのじやないか。そういう点で、私は何か一貫性がないような思いを持っております。そういう点でどうでしょうか。

○鈴木(農政府委員) トルコぶろのようなものに對してどういう形で臨むのがいかにいうことに

尽きるだろう、こう思つておるわけでございませう。なかなか難しい問題があると思ひます。全面的に禁止をするというのも一つの考え方であらうと思ひます。それで全部世の中うまくいくというので

あれば、そういう形で臨むことも一つの政策であらうという感じはするわけでございませうが、現実には、実は先ほどいろいろ御指摘がございませうけれども、セックス産業はすべてがこの法律でとらえられておるわけではない。

現実の形としては、先ほど出しましたように、愛人バンクとかデート喫茶とか、まあ恐らくこれからのいろいろな知恵を働かせていろいろなものがあつてまいります。トルコぶろを禁止したらそれでセックス面が解決できるというところであれば、これはまた一つの方法であらうというふうな考えますけれども、必ずしもそういうふうには私どもとしては考えておらないわけでございませう。

そういうことで、現時点で行き過ぎのあるものをきつと規制をして、厳正な態度で臨むことが適当ではないかと考えておるわけでございまして、決して中途半端にしておるつもりはございませう。

この風俗関連営業に對します規制は大変厳しいものがございませう。一番厳しいのは、何と申しましてその地域で営業できないことになると。いう地域規制がかかるという問題でございませう。そういうふうなことで営業そのものができなくなる地域もできておるわけでございませう。

現時点でもそういうことができるわけでございませうが、今度は、そういう中で違反があつて非常に問題であれば、廃業命令まで出せるというところまで、その禁止地域におきましてはそういうこともあつてございませう、そういうことで、その営業の実態をよく規制をし、監視をしながら、そこで行き過ぎがあれば厳正に対処する、それが現時点ではないかと考えて私どもとしては改正案を提出した、こういういきさつでございませう。

○安田委員 部長さん、それは禁止したからいいというところではない、私も同感です。私自身、そういう建前を持っておるのです。この方だけは、やつぱりお互い人間である以上は、それは抑え切

れるわけじゃないし、また、それは当然本来は発現しておくべきものであらうと思ひます。日本の場合だつて、それは明治以前はなかなかおほかたであつたやうでありますけれども、明治政府以後は、諸外国の手前もあつて、これは国内の秩序からもう一つでかなり厳密に法的に制約されておつたやうであります。そういう点では、これはその環境さえ許せばおほかたのやうに思ふのです。抑えてもまた別のものがあつて、その議論からすると、私たちがそんなで、余り何でもかんでも規制規制と言ふとかえつてまずいんじゃないか。そういう点では最小限度にすべきだ。だから、その最小限度にして規制するものについてはずばりメスを当てなければだめだ。

そういう点で、後ほどまた触れますけれども、政令あるいは国家公安委員会規則等、先ほど部長さんが答弁しておられましたけれども、いろいろな委任事項がたくさんあるけれども、例えば今の二条四項五号では政令にたくさん任せることになりまふ。こういうやういふ政令ではなくて、やっぱり最小限のものを法律の中できつちり決める。

ここで、なぜ法律でそのものを制限しなければならぬのかといふ議論が、国民にこの種のいわゆる風俗についての議論なり自主的な規制といふものがあつてくるのではないかと私は思ふのです。皆さんの方である日突然、政令でやういふ業種のは規制されましたというの、私どもにはわからない。やはりやういふ場で、なぜか、なぜかといふ提起すれば、反対派もあるわけだし、賛成派もあるわけですから、私は、そういう点ではなるべく政令や規則といふものにはしたくない。そのためにここで、議論するために国会があるのだから、当然、ここで法律をつくるべきである。

また、その趣旨について、かつて国会の議論の場でもそういうことが実は言われております。皆さんから配付されておる中に三十九年の地行委の意見書が配付されておりますが、同時にまた、当時の国会議論の中では、「法に目的を明示し、規制の内容について、特に重要な規制事項は具体的な

ことにいたるまで、法律又は政令に明記し、実効を確保しては」と、いわゆる法律または政令といふことは、当然、これは法律が優先です。こういう点で実は注目すべき発言が多かつたといふことが言われておるわけです。

そういう点で、私は、なるべく風営法の中に「それは、あれもこれもと言つたら大変だろつ。だが、そうでなければ法の目的を達することはできないんじゃないか。しかし、それでも網の目から逃れるものは出てくるだろう。それはやむを得ない。それは社会の浄化の力でやつていかなければならぬ、こういうことが必要であります。

そういう点からしますと、私は、今度の風営法はどうも暗に落ちかねる。風営法だから暗に落ちかねるというわけではない。ぜひともその点、私は部長さんの答弁をいただきたいし、また、実際の立法の責任者は委員長さんでしょうが、長官自身の第一線の統括者としての御答弁もいただきたいと思ひます。

○鈴木(長)政府委員 なるべく下位法令に委任しないで法律で書いていくことができるということに望ましいといふ形で私も臨んできたところでございます。

しかしながら、今例に挙げました二条四項五号でございませうけれども、この規定も実は、もちろん政令で定めることとございませうが、ある日突然にやういふ中身、今まで全然議論されてないものがあつてくるというふうな、全く予想もされないものがあつてくる。それはやはり、下位法令に委任をする場合には、法律の中で、やういふ趣旨でどういふものが政令に委任をされているかといふことが具体的に明確になつていくことが大切であるからでございます。

この五号だけを讀みますと確かにやういふ御懸念をお持ちになるかと思ひますけれども、実はこの五号は、前からの四号を全部受けておるわけでございます。前の一から四号までが一つの例示でございます。そういう例示がありまして、そ

うしてさらに「性風俗に関するものに限る。」といふことを五号の中で明示をしてございませう。そういうことで、ここにありますものはそれなりに法律の委任の仕方としては十分具体的になつておるというふうには私も考えておるものでございませう。

そうして、ここで考えられますものは、先ほどもちよつとお話が出ましたけれども、個室マッサージであるとかあるいはファッションマッサージみたいなものが当面考えられる。あと今ちよつとどういふものがあるかといふのは思ひ浮かばない状況にあるわけでございます。

ところが、はつきり言ひまして、私もより営業業者の方がよほど知恵があるわけでございます。そういう方々がどういふ知恵を出してこれらるのか、これはなかなか予測がつかない。そのときに法律の改正をお願いするということも一案でございませうけれども、ここにありますやうに、それなりに具体的にやういふもの、それであれは、お任せいただいて、それを書かせていただくということもやはり行政の対処の仕方ではなからうか、こういうふうには考えておるわけでございます。

そういうことがございまして、いずれにいたしましてもできる限り具体的に、しかも範囲は今申しましたやうな形で、限定的に列挙した形で私も対処をしてみたい、かように考えておるわけでございます。

○安田委員 四号まであることが例示されておる、これは例示といふのは、実はさういふ制限業種として出しておるの、例示だから以下同文といふやうな、あるいはそれと一緒になつておくとやういふわけにはいかないものじやなからうかと私は思ふ。さつき言つたやうに、取り締まるならびつしり取り締まる、そうでないものはさういふ解放していくといふことが、こちら辺が一番大切なところであつて、何か漠然とやういふ。だから、こ

ていくといふ見方をされたのでは社会に大きな禍根を残すのじやないかと思ふ。だから、手間はかかるけれども、また一つ議論をして、個室マッサージとかがあるけれども、何やらまた出てきた、これをまた入れようか入れまいか、こ

う議論が、法改正をやらないからこゝであつてしかるべきではないかと私は思ふ。

例えば、これは単純なんです。個室で異性のサービスをさせる営業なんといふのは、さういふ表現をされておるのがありますけれども、そんな素人で個室で異性にサービスをさせる営業なんて——もちろん素人は営業しないのですから、あるわけないのですから、そういう点ではこれは極めて単純明快に、しかし法的にはもつともとて研究しなければならぬ問題があるの、というのが、極めて規制しやすいやうな業種の選定といふのでございませう。そういう点では、私はやはりこ

う点は手間暇かかつても、五号のやうな包括的な政令委任といふのは困るのじやないかと思ひます。

特に、「善良の風俗と清浄な風俗環境の保持」といふことがこの風俗営業法の建前でありまふけれども、どういふやういふその価値判断をするか、具体的なものは一体どう見たらいいの、その定義、内容といふのは実は不明確であります。冒頭言ひましたやうに、時代によつて意識の変化、あるいは個人の思想、信条が変わることによつてもまた解釈も違つてまいります。このことはまた逆に言へば、生活とか思想の統制にまでつながる危険性もあります。これは、戦前の風俗関係取り締まりの場合に、公安の安寧といふこと等が入つていたことからも御存じのとおりでありまして、あれは昔のことだからといふわけにはいかない。法の流れといふものは、法をいじくる者は、当然歴史的背景といふものは絶えず見ていかなければならぬ。その上に立つて、今日のやういふ警察なり、あるいは対処なり建前ができておるわけでありまふから、そういう点で、この種の今言つたことを皆さんに、例えば「善良の風俗と清

浄な風俗環境の保持」ということについて、どういふぐあいに具体的に定義、意義を明確に言うかということになりますと、それはとてもじやないが、微に入り細に入り、言うことはなかなか困難な話です。

困難なことを承知で私はまだ言っておるわけですが、だが、それだけに判断の誤りということも当然出てきやうなために、やはり政令の包括的な委任というものは最小限にとどめなければならぬ。やはりこういう種類のものは法律で定義をして、皆さんのよく言われる具体的な構造とかそういうものについて、これは政令でないためだぞ、そんなことを法律で決めるわけにはいかぬじやないか、そうかといって、車両運送その他では構造まで決めているものもあるのだけれども、だがこの種のものはそれはいかんまい、きよう言ったらまたあす変わるかもしれない、じやこれは任せろ、それならわかります。

そういう点では、私はちよつと関連していろいろなところへ進みましたが、そういう点の見解を承りたいと思います。

○鈴木(良)政府委員 この五号で言っております善良の風俗あるいは風俗環境の浄化、少年の健全な育成を阻害する行為の防止という言葉が抽象的ではないか、こういうお話をさせていただきます。

言葉としてはそういうことでございますけれども、風俗営業法で言っております言葉の意味は、当然この法律の目的とここに規定されております内容からある程度明確になってくるというところであらうと思います。それは、風俗といふこと、何せやや広い概念でございます、古くからいろいろ行われている生活上の決まりといひますかじやない、そういうものを風俗といひますが、この風俗営業法で言うのは、当然のことながら、飲む、打つ、買う、そういう言葉に代表されるような人間の欲望についての一つの生活関係、こういうふうなものとして理解をしなければならぬと考へておるわけでございます。

そして、そういうふうな善良の風俗を害する

というのは、したがって飲む、打つ、買うというのに代表されるということになりますと、例えば売春、わいせつ、賭博、そういうもので人心に非常に不良の影響を与えるもの、こういう限定がやはりそれなりに明確に出てくるというふうな考えでおるわけでございます、先ほど申しましたように、一号から四号までが一つの五号を解釈するに当たつての大変大きなメルクマールであり、さらに五号の今申しましたような言葉は、それぞれこの法律の立て方と、それから法律の内容によりまして明確になっておるというふうな理解をしておるわけでございます、この政令、ここに書きましてもやはり法律の委任としては十分なものであるというふうな理解をしておるものでございます。

○安田委員 大体、今度の場合、例えばこういう政令とかあるいは総理府令、条例、まあ条例の關係は現行法でもありますが、今度のはめちやくちやにふえて、あるいは国家公安委員会規則、先ほどは長官は、さきの質問者、委員への答弁では、ある程度やむを得ない、こういうお話でありましたが、八十二もあるという。手続的なもので三十八、実態的なもので四十四。その八十二のうち公安委員会規則が三十七という。

これほど膨大に一つの法律にあれもこれもおれに全部お任せしようというのか。それほど皆さんの権威といふものはどうなんでしょうか。私は、やはりこういう社会の一般的な社会現象に大きな影響を与えることの規制だけに、それは規制が重大であるとかないとかは別に、この場で議論しなければならぬ。

議論の中に非常におもしろいのがありますよ。例えばこの場で今までの議論を見ましても、なかなかユニークなことを言っておられる。今さらこういう問題が議論になるかと思うことが再々繰り返されておるわけでありましても、四十七年当時、当時の中村公安委員長がやはりボルノ論争

で、例えば一つの事例だと答えておるのですね。私が四十一年に運輸大臣をしてるときのことでございますが、時の厚生大臣が、ある女子高等学校の身体検査の結果、二〇％が花柳病を持っておる者であつたということを報告したので、横におつた大臣が、それはマル一つ間違えていないか、二％の間違いはないのかと言ひました。そうじやない、二〇％であると言ひました。そして、その他の地方の例も名前を出して申し上げましたけれども、名前を申し上げることははばかりますが、一六％、一七％というのならばであつて、その話を聞いて佐藤さんがびくくりして、それは特別の対策を早急にやれということと言われたことを私は記憶しております。こういう閣議のときの話がこのボルノ論争で答弁になっておるのです。

私もこれを見てびっくりしました。女子高校でそんな花柳病が二〇％、地方によつては一六％も一七％も、時の公安委員長が言っておられる発言です。それからまた山がかかっているわけじやなからう、そういう話はやっぱりあつたんだらう、全部じやなからうけれども、厚生大臣の報告にあつたんだらうと思ひます。この種の議論がやはりこういう場でなければならぬ。あつてこそ私たちはこういうことを読んで初めて、そういう実態も見ないところにもまたあるか、こうなるんです。やはり絶えずこの場に、法改正なりいふようなことをやりながらこゝまで出すということが必要じやないか。

そういう点では、これだけ八十二からの膨大な立法上例を見ない多くの委任事項を出したということ、部長さんの先ほどの答弁はいただけではない、それから長官もさきの委員のときにおつたやつておりましたけれども、どうもこれは余りにも御都合主義になつてみえないうか。皆さんにすれば問髪を入れますか、いふんなこと都合はいいかもしれぬけれども、国民が置き去りにされないでしようか。

ら規制してもらいたい。擁護していただきたい。だがこういうぐあひになってくると、消極的目的を持った本来の警察の性格からしたら、警察権力は余りにも肥大化、行き過ぎになっていくんじやないかと私は思ひますが、どうでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 下位法令の数が八十二といふのは、私もちよつと今数えたのが七十七……(安田委員「ああそうですか」と呼ぶ)それにいたしましても大した違いではないのかもしれないのでございませうけれども、いすれにいたしましても、今度の法律がこういう形で下位法令に任じておりますのは、構造、設備その他の面で非常に技術的な面が強いということ、業種も非常に多種多様にわたつておるということもございませう。

それから、従来例えはほかの法律で既に与らえておりますものでございませう。例えばモーター、ラブホテルみたいなものも本来旅館業法でとらえておりましたけれども、それを別の角度からとらえようということになると、いふことになりまうと、どうしてもそこを、国民のために明確にするためには大変細かく書いておきまないと、逆に国民の皆さんに迷惑がかかるということになるというふうな考へておるものでございませう。そういうことで多くのお話というのを御了解いただくかと思ひます。決して警察が恣意的にそこでもって何かをやらうということではない、いふうにいたしましたものではございませう、いま申しましたようないきさつからどうしても下位に任せる形が多くなつたということをお断りしたいと思ひます。

法律の中には、条数もありますし、法律の性格にもよりますが、例えは私も承知しております中では、外為法みたいな非常に下位の法令に委任しているものもあるわけでございます、やはりその法律の持つ性格といふものによりましてどうしても違つてくる面があるんではなからうかという感じがございませう。

それから、もう一点御了解を賜りたいと思ひますけれども、実は四十七年のときにモデルの規

制をいたしました。そうしていろいろ御議論をいたしてあつた形での御議論をいたしてあげたい。ところがあれも実は下位の法令、総理府令に任しておる部分があるわけでございまして、それはともかくいたしまして、そういうふうな規制はいたしまして、現在モーターとして残つておるのは全国で七軒しかない。そうしてそのモーターの規制が外れた、いわゆる法的には措置のとれない類似モーターが七千三百軒ばかりあるという事態になつておるわけでございまして、もちろん、その間に法律を直せばいいじゃないかという御意見もあろうかと思いますが、いづれにいたしましても業者の皆さんの方が大変賢いわけございまして、我々の方がいろいろあれこれいまして、法律ではどうしても追つつかない部分が出てくるということも考えられるわけでございまして。したがって、私どもとしてはできる限り法律でその趣旨がはつきり出ますように書かしていただきまして、そうして下位の法令に委任をさせていただくという形でやらしていただき、かように考えておるわけでございまして。

○安田委員 部長の答弁をいただきました。長官にお尋ねいたしますけれども、今言つたように数が七十七、私は八十二、数え損いがあるかもしれないけれども、いすれにしても非常に膨大な数。今、部長から、なるべく法律で詳しくしてあげたいというところだが、法律で詳しくしてあげたいのはわかるので、法律で詳しくしてあげたいのはわかるので、余り法律で詳しくないのには、包括的に委任されるのが多いということを私は指摘しておるわけです。

それは手間暇かかると私は言うのですよ。手間暇かかるけれども、例えば個人の人権あるいは営業の自由、いろいろなところに差さる。面倒だけれども、そうでなければこの法の目的を達するわけにはいかない。そういう点で、買戻し上げたように警察と民衆との信頼関係、戦後の非常に重大な時期を乗り切らなければならぬときに、こういう警察権力が肥大化するのじやなからうか、そういう懸念がこの法の中身を見ますと出てきて

いるというところは少なくとも好ましくない。警察の大事な転換期として好ましくない。

そういう点で長官、これだけ委任事項を多くしなければ立法技術としてできないものでしょうか。もう少し法に具体化して、そして切るべきものは切る、法に明記するものは明記する、その上で委任するものはする、というように、もう少しこころを簡素化する。しかし、法の方はもう少しよつと膨大になるかもしれません。そのようにできないものでしょうか。またそういう考えはないでしょうか。

○三井政府委員 立法技術に関する問題でございまして、関係省庁とも十分徹底して詰めたところでございまして。

さつき議論がございましたが、二条四項五号、あれは解釈の違いだと思ひまして、私たちは疑問の余地はないと思つております。

そういうようなことでございまして、立法技術的に、解釈をいたしましては、いろいろな判例あるいは取り締まりをいたしますと裁判にかかると、裁判にかかるとこれはあやふやな法律だから罪刑法定主義に反するということになれば立件をすることもできないというふうなことでありまして、私たちの法律は、行政指導もいろいろありますが、犯罪捜査、取り締まりというところで締めくくることがつねにございまして、その前段としてのいろいろなことがいけば構成要件的に明確でないといふか、我々考えるときにあらゆる法令についてその点は厳格に考えておるわけでございまして。したがって、先生御懸念のように、あの五号なんかを何でもできるというように解釈をして、あと細かな下位の法令で決めるとしたら、これはさつき言いました罪刑法定主義上問題ありということにもなりかねませんので、厳密に処理をしていく。

したがって、立法に当たりまして、あの条文でもわかりますように、ほかの条文でもいろいろありますけれども、四号までに書いてあることを、五号ではその他と、その他のな下に書いてあるわけですから、下のことは四号までも皆当ては

まるわけですね。五号の最後に書いてある部分の例示を四号までに挙げておる、そのほかについてわけでありまして、それは五号が独立したという四号に匹敵するようには大きな穴があいていないというふうな性質のものではないと。まさに四号までも大部分はカバーできると。だけれども、どうしても抜けるものは、今考えたところ、思ひ浮かばぬけれども、出てくることあるだろうということをこれでカバーしよう、いわゆるセービングクローズでございまして。

もつとも基礎があつて初めてセービングというのは生きてくるわけでございまして、今までのものとは全然異質であるいは相当に離れたものとしてその他を考えているわけではないというふうなことでございまして、大変厳密に考えておるということでありまして、数の多さというものは立法技術上の問題でありまして、数が多いということとはまたそういう疑いを生むということかも知れませんが、一つ一つを厳密に考えてあつた形になつたということではございまして、その辺を御理解をいただければと思つた次第でございまして。

○安田委員 それは皆さんの方では都合のいい解釈で、これは今の五号の問題が出ましたけれども、四号まで、私が言つておるものは、そういうぐあいに今の風営法の場合にはそういう一つ一つの業種を幾つか特定していくということがやはり必要だということを言つておるのです。皆さんはそれは必要でないと思つておるからそういう解釈になるわけ。だから、四号まで例示だから、それと類似のものが出た、それと全然別個のものは出ませんよ。例えばあそこ突然ほかの、トルコとかそういうことは無関係のような業種は出ませんよというところ、それは当然なんでしょうが、私が言つておるものは、一つ一つの業種について特定していくということが風営法の場合には必要じゃないか、そういう手法を今まで積んできたし、またそのうであるべきだ、そのためにこういう議論をすべきじゃないか、こう言つておるわけですよ。

そこで、時間もちよつと追つてきましたので、さつきうちの委員から質問しておつたこと、立ち入り拒んだ場合、どうなんですか。

○鈴木(良)政府委員 立ち入りを拒んだ場合には、これは罰則がかかることになっております。

○安田委員 それは罰則がかかる。そこで、先ほどは従前と変わらぬと。私は従前と変わらぬと思うのです。ただ、立ち入り拒んだ場合に質問あるのは帳簿の検査というものは伴う、こつ言われております。そういう点では、従前はただ立ち入り拒んだ場合が明記されておつたが、今度はそれに帳簿の検査、質問、こついう点等も加わつてきたわけですね。

そこで、先ほどはうちの委員から、質問を拒んだらどうなるか、憲法の違反にならぬだろう、こついう質問に対して、そうじゃない、こついう話があつたわけですが、そのところを私はもう一遍お聞きするのです。

今度は新たに立ち入りに、質問、帳簿の検査、前段には公安委員会への報告とか、そういうのがいろいろ出ておられますけれども、新たに具体的にどうなるか。そこで、質問をした場合に拒んだらどうなるか。それは憲法違反でない、こつ答弁があつたのですが、その辺、もう一遍答弁いただきたいと思ひます。

○鈴木(良)政府委員 先ほどのお話は、供述拒否権というお話が出ましたので、これは刑事上の問題でございまして、こついうふうにお答えを申し上げたわけでございまして、やはりこの趣旨は行政法関係におきまして十分尊重しなければならぬものというふうに私どもも考えております。したがって、立ち入りの規定におきまして、この質問におきまして、自己の犯罪を申告せよなどということが強要されることであつてはなりませんし、我々も行政目的であるというこゝを明確にして、決して捜査のために行うべきものではないということを示していくとい

うことにならうというふうに考えております。

なお、質問に答えなかった場合どうなるかというところでございませうけれども、それはすぐに罰則が適用されるものではございせん。単にしゃべらない程度のもは、罰則が適用になるといふものではないということをおつしやうとつけ加えておきます。

○安田委員 そうしますと、先ほどの小川委員に対する答弁は変わるわけですね。今おつしやうたことは、先ほどとは、質問に対して答えなかったらという、皆さんの方ではそういうわけにいかない、こうおつしやうたんだが、変わるわけですね。

○鈴木良政府委員 答弁の内容は変わりません。先ほど申しましたように、供述拒否権、自己に不利な供述を強要されないという憲法上の問題がこの立ち入りの問題にあるか、こういうお尋ねでございまして、その問題は刑事手続上の問題でございまして、立ち入り権の問題は行政上の問題でございまして、行政目的でやります行政上の問題につきましては直ちに適用になるものではないというふうに考えております。これは現実も幾つかの判例があるところでございまして、それは私も、あくまでも立ち入りは行政目的のために行うということに限定をしてやっております。

先ほど、質問に答えてもらうというの、私は立ち入り権の中身としてあるというふうに思いますが、これも、答えなかった場合にすぐに罰則がかかるものではないというのを申し上げたわけがございまして、先ほど小川先生にお答えしたのと内容が変わるものではないというふうに考えております。

○安田委員 いいですよ。これは時間がなくなつたので、続きをまた後の人にやってもらいます。要するに、部長さんは先ほどは、私は聞き違えたのではないと思ひますけれども、答えなければならぬ、ここで議論になったのですが、今の場合はそれは行政目的に入るのだから質問に答ええない場合はそれでいい、直ちに罰則があるわけではな

い、こういうことですね。

○三井政府委員 自己非罪というのは刑事上のことですから、今問題は行政上のことですから、全然関係がありません。この問題はかかってきませんというのを言っているわけですね。したがって、自分に不利なことでも、聞かれたら答えなければいかぬ、質問しているのだから答えるべきだ、そういう立場にあるということをおつしやうたのです。では、実際に答えなかったらどうなるのか。と書いてないのです。答えなかった者を罰するとは罰則はここにないわけですね。どんな罰則があるのかというところ、立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者、そうすると疑問は、答えなかったら立ち入りを拒んだことになるのではないかと御疑問だと思ひます。それには当たりません。

つまり、さつき言いましたように、刑罰法令というのは厳密に解釈しなければいかぬわけですから、立ち入りを拒むというものは、もつと積極的に拒むことを言うのであって、質問に答えなかったというふうなことで拒んだということになりません。ちゃんと答えてもらいたいだけだ、と、答えなかったからといって罰則はありませんというのを言つたので、行政上のことと刑事上のことは別です、こういう意味でございまして。

○安田委員 今の長官の答弁で、先ほどのこれはわかりました。

そこで、厚生省きようは来ておられるので、せつかく待つてもらつて全然一言もくもくもつたものでは、また行政のむだ遣いだとおつしやられてもあれですから、これは警察当局にも聞き取つたもので、時間があと五分ほどですので、厚生省の方に伺ひます。

今度、厚生省所管の環境衛生関係の方で風俗営業はかたなり広がつまひるわけですね、公衆浴場の中にも風紀という問題が出る、旅館業法の中にも風俗という問題が出ます、本来は厚生省の行政指導で本気でやればかなり規制できるものがあると思うのです。しかし、警察の規制

とはもちろんおのずと違つてゐる部分があります。

例えば指示権の問題が今度出ておるわけですが、これも第二十五条の場合に、法令または条例違反の場合には必要な指示をするというところで、具体的にどうするかということもようわかりません。難しいことを指示されてもできないし、これはなかなか難しい問題です。本来はこういう点は、厚生省関係に係るものは厚生省関係の方で行政指導すべきであるという点が一つあります。

それからまた、環境浄化協会ができるのだけれども、同業組合あり環境の指導センターあり、厚生省関係でこういう行政指導の分野ではいろいろ網はかかつておるわけだが、どうもこの辺がちよつと力が弱いのではないかと。国民の生活とか衛生とかという点から見て、本来はこの種のものを社会的に律して、善良な風俗を描いていくという点でちよつと進めるべきではないかと思ひます。そういう点で厚生省は、こゝろの行政指導についてどうも意欲がなさ過ぎる。もうちよつと厚生省は言うべきことは言つて、皆さんの分野をはつきりしめんと、厚生省の予算はだんだんふえなくなつてくることも出てくるのではないかと

思ひます。厚生省の見解を聞きたいと思ひます。

○瀬田説明員 本当に御激励ありがとうございます。

確かに環境衛生関係営業につきまして、約二百万軒に近い飲食店その他が今度風俗営業取締法の改正で対象になつてくるわけがございまして、けれども、今先生がお話になりました私たち厚生省の公衆衛生または環境衛生の立場からの行政指導につきましては、飲食店関係につきましては、先生御承知のように食品衛生監視員は全国に約六千名ほどおります。それから、旅館その他の環境衛生につきましては、環境衛生監視員と呼んでおりますが、やはり六千七百名ほどの監視員がおりまして、私たちとしては、先生おつしやうたような点にきまして一生懸命に行政指導その他をやつておるつもりでございませうけれども、先生に御指摘され

ましたように問題点が多いという実情もございまして、今回の風俗営業その他の改正にもつながつたものというふうに私たちも考えております。

今後とも行政指導を強化いたしまして、先生の御期待に沿うような形に厚生省といたしましても持つていきたいと思つておりますので、まけて御了承いただきたいと思ひます。

○安田委員 最後ですの長官にもう一つお伺ひいたしますが、先ほど言ひました指示権、法令違反、条例違反、そういう場合に必要な指示をする。どういふ程度の指示をされるのかということ、それからこういう場合には、立法技術上、本来私はなるべく厚生省所管のものは厚生省が初めに行政指導等して、そこで手に負えなければ、それは司法警察の皆さんにゆだねていくという、そういう行政指導が前置になるといふ方式がやはり好ましいんじやないかと思うので、今度の場合はなるべく行政指導でやるんだ、行政警察としては、もちろんそれは皆さんの範疇に入れようと思ひます。入るけれども、だがやはりいろいろな所管がまたがる場合には、普通の一般行政の官庁が先に出るといふのが望ましいのではないかと思ひます。

○鈴木良政府委員 営業には二面あるわけがございまして、風俗営業等も一面では飲食店業等の許可を取つておるということもございまして、そういうふうな面では、環境衛生面でいろいろな指導をしなければならぬということは厚生省サイドがやりになることとございまして、風俗営業上の問題でございまして、やはり風俗営業法に基づいて私どもが行うという建前になるわけがございまして。

そこで行ひます指示というの、例えば照明の照度をこれ以上保たなければいけないというときに、それ以下になつておるのを照度をもつと上げなさいとか、球を取りかえなさいというの、あれもいれませんが、要するに照度を上げなさいというふうな指導をするとか、あるいは許可証の掲

示をすることになっておりますけれども、そういうふうなものの掲示を怠っておるということであれば、そこに掲示しないというような形で、いわゆる行政指導の一つの変形であるというふうにお考えいただければよろしいのではないかと、かように考えております。

○安田委員 これで終わりますが、委員長、長官に最後に要望しておきます。

私は、風俗営業法の関係では、これは大いにここで議論して、また今まで附帯決議もいろいろな角度で改正のたびについておるわけですから、やはりそういうことを踏まえながら、法案を出したらこれで変えないやということじゃなくして、そういう議論を踏んまえた中で、法案の修正その他弾力的に処理される必要があるんじゃないかということをお願いしておきます。

終わります。

○大石委員長 次回は、来る二十六日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時六分散会

地方行政委員会議録第四号中正誤

ページ	段行	誤	正
三	二	かかる	係る
三	一	末	ウエート
三	二	ウエート	ウエート
三	三	困難	困難
三	一	末	ようとしても
三	一	意見	意味
三	一	加藤万吉外	加藤万吉君外
三	二	とも	とともに

同 第五号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	一	延命策と	延命策を

同 第七号中正誤

ページ	段行	誤	正
五	四	末	こういように
三	一	上り放し	上がりつ放し
三	二	多小	多少
三	一	こと、先ほど	ことであなの
三	一	私はあなた	ことであなの
三	一	補捉	捕捉
三	一	調整	調整

同 第八号中正誤

ページ	段行	誤	正
三	二	譲与税は	譲与税の
三	二	結構	結構

同 第九号中正誤

ページ	段行	誤	正
九	二	路続	路線
三	一	ならね	ならぬ
三	一	ゴミ	こみ

同 第十号中正誤

ページ	段行	誤	正
四	一	いただきたす。	いただきます。
二	三	四分ノ三	四分の三
三	三	数学的	数学的

同 第十一号中正誤

ページ	段行	誤	正
八	二	源泉分離	源泉分離

同 第十三号中正誤

ページ	段行	誤	正
三	三	といたしましう	といいたしましう

同 第十四号中正誤

ページ	段行	誤	正
六	三	それぞれ	それぞれ
七	一	難困	困難

同 第十五号中正誤

ページ	段行	誤	正
四	三	でしよかね。	でしよかね。
五	四	これも	けれども
六	二	百二十万以上	百二十万以下

昭和五十九年六月二十九日印刷

昭和五十九年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局